

平成24年9月18日(火曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村将伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳昭	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	米津芳喜	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	松田二
まちづくり課長	武政登	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	大塚一福	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	森田貞男	会計管理者	濱田啓
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議事日程第4号

平成24年9月18日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議事の経過

平成24年9月18日
午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

皆さん、おはようございます。

これより、日程に従って会議を進めますので、どうかよろしくお願ひ致します。

諸般の報告をします。

森議員から、9月14日の一般質問で不適切な発言があり、その部分について取り消しの申し出がありました。この件の会議録整理につきましては、議長に一任されております。

申し入れのとおり、会議録を整理することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、森議員の申し出のとおり、議長が会議録の整理をすることに決定しました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、亀沢徳昭君。

5番（亀沢徳昭君）

おはようございます。

早速、通告書に基づき、町政の活性化についてお伺いを致します。

町政の活性化については、町の産業基盤である一次産業の振興が第一であるという観点から、これまで六次産業、人材育成、あるいは、さしつけを計画、および黒潮印等について質問をしてきたところです。

今回は、黒潮町特産品開発推進協議会、いわゆる一般に言われてる特産協についてお伺いを致します。

この件につきましては、先に宮川議員が特産協の現状について質問をされています。また、後ほど先輩議員も質問をするようになってるようです。で、私の質問はこの現状でなくして、今から先の特産協について2点ほどお伺いを致します。

まず、第1点目の新会社設立、すなわち特産協の第三セクター化について伺います。

この件については、昨年の9月町議会において、特産協については新会社を設立し、その設立方法としては、公共性の強い第三セクターとして発起設立するということで、そのための補正が計上されましたが、その時点では時期尚早であるというような理由で否決され、今年度当初予算案で可決されていると理解をしております。

その予算の執行状況、まあ言えば特産協の第三セクター化への取り組み、それから進み具合。どのようになってるかを、まずお伺いを致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

どうも、おはようございます。

それでは通告書に基づき、亀沢議員の特産協の第三セクター化について、特産協の第三セクター化にかかる予算が計上されているが、予算の執行状況を伺うのご質問にお答え致します。

黒潮町地域特産品処理加工および販売施設の運営にかんする第三セクター化については 10 名の方に委員をお願いして、現在までに会議を 4 回実施し、具体的な内容について協議を進めているところです。

これらに関係するご質問の予算執行状況についてということですが。当初予算においては検討委員報償費、費用弁償および役務費を措置していますが、委員全員が報償費は不要となったため、係る予算の執行は今のところありません。

それと、作業の進ちょく状況というご質問ですが。4 月以降、3 回の検討委員会を開催した結果、地域資源を加工し外販する、あるいは地域産品を外に売っていくための地域商社としての機能、まあ第三セクターは必要であるとの結論から、9 月より設立準備委員会に移行し、具体的な運営組織形態と経営計画の策定に向けて作業を進めているところです。詳細についてはまだ今協議中ですので、正式に案ができましてから、またご報告をさしていただきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5 番（亀沢徳昭君）

このことについては、十分、今の説明で分かりましたが、1 つだけお伺いしたいのはですね、いわゆる協定出資者のことについてですが、そこらへんまではまだ突っ込んだ話はしていないんでしょうか。

昨年の 9 月の参考資料にですね、設立の発起人について、一応案として何人かの方が出ておりましたが、そのへんのところまではまだ話は進んでないでしょうか。

そのへん、ちょっとお伺いします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

会社への参加ということになろうかと思いますが、その出資の内容についてはまだ具体的に決まっておりません。その出資されるという方も、まだ今の段階でははっきりと明言できたものはありませんので、それも含めて現在協議をしております。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5 番（亀沢徳昭君）

それでは、次の第 2 点目についてお伺いを致します。

2 点目は、通告書には非常に、あまりにも簡単過ぎてちょっと分かりにくいかと思いましたけど、まあ要は、第三セクター化された特産協と六次産業についてということでお伺いをするわけですが。

この六次産業についてはですね、昨年の 9 月議会での質問が、私としては最初的一般質問であったということで、まあ印象を持ってるわけですが。その一般質問の中で六次産業について質問をした中で、特産協と、それから特産品処理加工施設および六次産業とのかかわり方について質問をしたわけですが、そのときの執行部の答弁では、特産品処理加工施設の指定管理者は特産協であるので、特産協を中心にして六次産業も進めいくというような答弁でした。

そして、もう 1 つに木質ペレットについてはですね、需要と供給面から町内での循環ができるかどうかを調査して考えていくという内容だったと記憶をしております。木質ペレットについては、まだ私の調査研究が不足したところもありますので、この問題についてはもう少し自分なりに調査研究をして、いずれかの機会を見

つけて質問をさせていただきます。

で、今回はですね、その六次産業、いわゆる農産物、あるいは水産物のことについて、絞って質問をしていきます。

六次産業とは、もうここであらためて言うまでもないですが、いわゆる農林漁業者等が農林水産物の生産に加えて、その加工販売を一体的に行う取り組みのことです。この、まず六次産業のメリットについては、株式会社日本政策金融公庫がですね、六次産業に実際に取り組んでいる約300の農業者、その中には法人も含まれておりますが。が、アンケートを実施した結果によるとですね、まず六次産業化に取り組んだ場合のメリットとしては、所得の向上を挙げた回答者が約75パーセント。それから、農産物の生産拡大を挙げたのが50パーセントという調査結果を発表をしております。また、六次産業化に基づく計画認定を受けることによって、資金の借り入れ条件の優遇や補助金の交付、地元雇用の拡大を通じて地域の活性化につながるなどのメリットを挙げられております。

で、一方、メリットばかりでなく、いいとこがあれば悪いとこがあるというように、デメリットについて見ますと。まず、個人が行う場合、いわゆる計画認定を受けるためのいろいろな手続き、あるいは初期投資の負担、加工、流通販売、市場調査等の幅広い知識が必要であり、資金的にも、また人材確保の面についても困難ということが挙げられております。また、この六次産業を行った場合、いわゆる黒字化になるまでの期間が、これは政府発表の23年度農業白書によりますと平均4.1年かかるというふうに、この間の新聞にも載っておりました。

で、現在の特産協が行ってることはですね、いわゆるサトウキビの生産から、1次、2次加工。そして、販売の体制が六次産業そのものであることは、これは誰もが認めるところですが。ただ、第三セクター化された場合、現状の体制、いわゆるサトウキビとかラッキョウだけでは、これは到底、新会社としての体制成り立っていないかと思います。

で、その昨年の9月のときに参考資料としてももらった新会社設立にかんする説明資料というのを見てみますと。その資料の中にですね企業目論見書というのがありますと、その中にですね、まず3番として、会社の目的というのがあります、まず。そこをちょっと読ましてもらいますと、農産物の生産、農産物等加工販売施設の管理運営をはじめ、地域商社の機能を有する株式会社として、地域産品の外販や加工品の販売組織網の確立と市場拡大に努め、第一次産業をはじめとする地域産業の振興と活性化を推進することで、誰しもが黒潮町に住んで良かったと思える地域づくりを行うことを目的とするというふうに書かれております。

それから、最後の所に10番として、業務の内容というのがあります。そこはですね、いわゆる農産物の販売、生産、あるいは加工販売および仲介にかんする業務。それから、農産物、水産物の企画開発にかんする業務。それから、販売促進のための流通開発にかんする業務、および加工施設、販売施設の管理および運営にかんする業務。それから、農林水産物、観光物産等の販売にかんする業務。それから、全各号に付帯する一切の業務というふうに書かれておるわけですが、このことはですね、いわゆる六次産業化法で言う総合化事業と研究・開発成果利用事業という2つがありますが。この2つの事業を併せて行うことというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

そして、もう1つ。この町として、この第三セクター化に対して、まあ六次産業とのかかわり合いとともに、さしすせそ計画とのかかわりはどういうふうに考えておるのか、それをお伺いを致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは、亀沢議員の2点目のご質問についてお答え致します。

通告書に基づきましてお答えさしていただきたいと思います。

特産協と、六次産業化についてと、特産協と六次産業化の関係を伺う、のご質問についてお答えさしていただきます。

特産協のミッションは、地域産品に付加価値を付け、外販することが生産者の所得を向上させることにあります。のために特産協が取り組むべきことは、新たな加工品の創出と町内産品の外販につなげていく商社としての機能であると考えます。ただし、特産協が一次から三次まで、六次のすべてを担うことは不可能であり、農業者、漁業者への六次産業化に取り組む支援は、役場総体、各部署ですが、および農協、漁協も積極的に進めていくべきで、まずは役場が積極的に六次産業化に向かう人材の育成に取り組むことが必要であると考えます。そのため本年度、当室では、六次産業化を目指すアイデアの段階から、レシピや商品開発、パッケージデザイン、販売促進、販路拡大など、どの段階にあっても支援の対象とする黒潮町独自の産業支援策、黒潮町産業振興推進総合支援事業を設け、現在4団体が事業を実施しているところです。さらに、黒潮町内の加工品について一体的なPRと販売促進、販路拡大を行っていくために、黒潮印ブランドの認証制度を発足させ、1回目の認証委員会を10月に予定しています。

委員は、地方産品の販売で実績のある東京の会社の社長、首都圏の高知県食品の販売に取り組んでいる会社の部長、調理学校の校長、県内大手量販店の地域産品のチーフバイヤーなど、審査の結果を時間を置かずに販売や広報、宣伝に生かせてもらえる影響力を持った方々に依頼しています。いずれにしても六次産業化の基本は、議員の言われるとおり一次産業の振興であり、その部分が衰退すると二次産業、三次産業には取り組めないわけですから、従来どおり、一次産業の活性化への取り組みは関係機関の積極的な取り組みによらなければなりません。その上で、特産協だけでなく、町内挙げての加工、二次産業、販売、三次産業に取り組む環境の構築が必要であり、関係機関の取り組みも促していきたいと考えます。

また、先ほど23年の9月議会での企業目論見書、あれ案ですが。その項目の内容のご質問については、特産協では議員もおっしゃられましたとおり、現在、黒糖加工のサトウキビについて、栽培から加工、販売までの業務の取り組み、六次産業化を実施している状況です。その業務についての記載を行っています。

また、特産協のサトウキビ以外の農産物による六次産業化の取り組みについては法人化を、農業生産法人も取得するように考えております。まあ、経営、業務、地域の状況などを見ながら、それらには対応をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

今の答弁、非常に心強いものがあります。町全体で、この六次産業化について取り組んでいくということの答弁がありました。

それでですね、この第三セクター化をしたときにですね、さっきも言いましたが、いわゆる総合化事業および研究・開発成果利用事業という、この2つをやっぱり取り組むというような姿勢で、いわゆる新会社設立を行ってもらいたいと思います。これは質問ではないです。

で、この六次産業がですね、いわゆる一次産業の活性化の一つの要素と考えております。私としてはですね、この第三セクター化により、特産協が六次産業のまず規範となり、他の農林漁業分野にも波及し、町全体の活性化につながることを願って、これで私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで亀沢徳昭君の一般質問を終わります。

次の質問者、明神照男君。

10番（明神照男君）

議長のお許しをいただきましたもんで、3事項について、町長、教育長に質問致します。

今、私たちには大変重要な問題が、その私たちにはまあ関係がないというたらどうかとも思うのですが、まあそういうところで決められようとしております。21日からの結果がどうなるろうかという思い。それとともに、まあ内憂外患（ないゆうがいかん）と申しますかね、私たちには関係のある、あの尖閣諸島。ほんで、これは自分、前も聞いていただいたように、恐らくこの高知のずっと沖ですが、沖の鳥島にも自分は同じ問題が出てくると思うております。テレビでもやっているように、その中国の漁船が1,000隻ぐらい、この尖閣の近海へ向いておるという情報もあります。

それから、まあこれ、あれですが。この次、21日には日本と中国の一番関係の深いと申しますかね、柳条湖の事件より81年目ということで。それでね、自分思うがです。民主党にはね、大人の知恵持つちょう人がおらんがやおかと。ここには関係ないか分かりませんけんど、結果として自分らにも関係出てきます。尖閣の問題にしてもよね、それからこれを買ういうような問題らあにしても、もうちょっと時期を延ばしてやっちはったらどうやったがやろかいうようにも思うがですが。

それはともかくとして、1番目の南海地震の津波対策について町長に質問致します。

まあ、土地というかね、天災は忘れられたころに来るという名言いうか奇言がござりますけれど、今度の場合は、忘れる間もないうちに来ると思うちよかないかん問題やと自分は思っております。ほんで、この南海地震が、自分が申すまでもなく30年ぐらいと思いよったのが、昨年の東北の大震災によって、もう前の前の問題に自分はなってきたと思うがです。それについて、これも昨日、おとついの新聞でしたかね、県は南海地震については時間や財政面で非現実性というか、どうするこうするいうても、ようなことで。まず、宝永や安政地震を想定の対象で進めるというような記事が新聞へ出ちゃったわけです。ほんで自分思うてね。これより大きい地震、津波が来たらいうことはともかくとして、自分たちのところには宝永の地震で佐賀以西は大半が亡所という記録があるがよね。ほんでね、自分、まあ県はそういう形で決定して、これは国、県のやっぱお金の問題もありますきに、黒潮町だけでどうするこうするうことのできんことも分かりますが、黒潮町はどうするろうかと。

それで自分、この一般質問のあれにも書かせてもらうように、いろいろなその、まあ昨年からこの南海地震については新しい情報と申しますか、それが出てきておる。そういうものについて、それから今の県の取り組みについて、町はそういう情報をどういう形で生かすろうかと。これ、そういう情報がない場合、ないときであれば、ほんとに想定外やったねで済むと思うがです。けれど、いろいろな情報が昨年からこっち出てきておるもんで、そういう情報に対して町は、繰り返しますけんど、どういうような生かし方をするかということについて、まず第1点として質問致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今の明神議員の一般質問、南海地震の津波対策について、通告書に基づいてお答え致します。

まず1点目として、南海トラフを震源の地震と津波の死者は32万人と、県下でも約5万人と言う。三大都市が被災して、この数字で収まればよいが、いかがかと思っていると。問題は有識者検討会、今後の被害想定を

町がいかに生かすか、想定外というわけにはいかないというご質問でございますけれど。

まず今回、内閣府の中央防災会議が想定した数値。特に3月31日でございますけれど、この数値は想定外が許されないという下で出された数字と認識しております。

さらに、8月29日に内閣府から公表されました第1次の被害想定の報告でございますけれど。最悪の場合であります。全国ではあの東日本大震災の惨禍で発生した死者数の約16倍、高知県だけでも約2.5倍という被害想定値が示されました。これはまさしく明神議員がご心配するように、国難というべき惨状が想定されたものであると、大変深刻に受け止めておるとこでございます。

ただし、今回の被害想定報告では、防災対策の推進により被害軽減効果についても推計されており、津波による死者数は最大で約9割減少することが可能であるということも併せて推計されております。今後の効果的な防災対策の推進が強く求められている報告書でございます。

特に、住民の早期避難に対する意識の高まりが非常に大切とされてることから、町と致しましても今後はハード事業で避難空間の整備を積極的に進めるとともに、ソフト面の防災施策について住民の皆さんと力を合わせて具体的な計画の策定が必要であると考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

これ、いろいろな考え方があるとは思うのですが、私は海端の自分らは恐らく、運のええ人しか自分は生き残れないと思うちります、これは。

それで今、課長のお話、ご説明、答弁にもあったことではございますが、もう現実にうちらでは安全な町へ逃げていきよう人がおるわけよね、これは。ということは、大半の人があきらめてはいかんとは言われても、現実に、先ほど課長おっしゃったようにね、避難が早かつたらとか、いろいろその被害をちいそうするための取り組みを、行政というかね、国も県も言いります。けんどそれはね、自分は平常時の心理のときの問題ですよ。実際にね、まあ大きな地震が起きたときに、どこまで冷静にね、自分、行動できるかということを思うがです。

ほんで、まあ先ほどのあれにもあったように、今回の、仮に地震起きるとしたら、全国でまあ32万。自分ね、32万で収まるろうかいうように、まあ、これは自分は思うわけよ。そういう中で、まあ、これはそれぞれの思い、考え方があるもんで、どうこう言うてもね、いかん問題ですけんど。自分は行政の皆さんにはね、最悪の、ほんとに最悪の現象を前提にしてね、いろいろな取り組みをしていただきたいと思うもんで。ほんで第1点目は、その有識者検討会が出した被害想定を、町はどういう形で生かしますかという質問をさしてもらうたわけです。

それで、2点目の問題ね。町の避難対策への取り組みに変更はないかということで。

で、今も聞いてもらうたようにね、自分はもう、繰り返しますけんど、ほんとに運が強うなけりや生き残れないいうように思うちるもんでね。そこで、タワーの問題もあります。ほんで、その予算化もされておって、これもなかなか財政的な問題もありますきに簡単な問題ではないとは思うがですけれど。

これ、1番、2番、大体同じような意味になってくるのですが、再度、この基本的に避難対策、町の。そういうものの変更いうか、そういうものはございません。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、明神議員の2番目の質問、大丈夫かと思いたいが海端の佐賀では運の強い人しか生き残れない。どこにいても地震から逃げることはできないが、津波は逃げることができるので、既に町内からほかの所に移住した人もいるようで、今回公表された巨大津波による被害想定により、町の避難対策への取り組みに変更はないかというご質問でございますけれど、先ほどの1点目のご質問とも強い関連があるご質問だと思います。

まず黒潮町においては、南海トラフの巨大地震による津波高、浸水域等では、第1次報告、第2次報告とも日本一危険な数値が示されました。当然ながら、町はそれに対応した防災対策の推進を、ハード、ソフトの両面で実施していかなければなりません。従って、黒潮町のような財政的にも脆弱（ぜいじやく）な自治体にとっては非常に困難な道が予想されます。

しかしながら、4月の時点で町長が申しましたように、いかなる困難な状況に直面しようとも、町としてはまず住民の皆さまの命を守ることを大原則としながら、これからも豊かなまちづくりを推進し、先人から受け継いだふるさとを次の世代へしっかりと引き継いでいく取り組みを続けていかなければならないという考え方にはいささかの変更もございません。今後は、さらに現在の対策に対して、ソフト面も含めて対策の補強を。変更ではなくて補強をしていきたいと思います。

明神議員におかれましても、どうか運の強い人しか生き残れないなどとおっしゃらずに、率先して避難をしていくような訓練を率先していただきますように、どうかよろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ、自分の命がね、これは一番やきに、自分も一番先逃げたいと思うがやけんど。自分が今聞いていただけたのは、果たして逃げる条件があるかないか。自分、南海地震の記憶があります。揺れよるときは動けません。自分ら、南海地震のときでも揺れが収まって、初めて家の外へ出ました。そういう経験があるもんですね、ほんと自分はあっちこっち逃げないかん、よく言われる。けんど、ほんとに逃げるろうかということと。それからもう1点が、果たして家が大丈夫やろかと。まあ今、耐震のいろいろあれもありますけんど、いうような思いを持っておるわけです。

そこで自分、ここでお聞きした変更ということは、これまたまね、自分、産建の委員さしてもらいよるもんで、自分らは漁集の問題が出てくるわけです。ほんと、佐賀の場合は鈴ね。ほんと、その委員会にもね、自分言わしてもうたことは、佐賀では鈴が半分残っちょうどわけです。ほんとね、鈴のあの高い所へよ、造成をしてね、それであそこへ今。まあ、これは自分らでもかまんと思うがですけんど、鈴から若い人が坂折へ来ちよう。ああいう人らも、坂折も自分はどうなるか分からんと思うでしょう。そういう人らがよね、自分の命を大事と思うたらね、その高台、親がおるね、じいさんばあさんがおる高台へね、自分はいうことも出てくるがやないろうかという思いを持って、町にはそういうあれはないろうかということは、そうなると漁集の加入者も増えてくる。

それと、もう1点はね、自分、話、記憶、聞いたあれではね、昔は鈴の方が佐賀より船が多かった、大きい船が。それは、まあこれ自分の推測ですけんどね。やっぱその宝永の地震のときに助かった人いうか、被害がなかった人らあが先に船を建造してね、そういうあれが、結局、幕末いうか明治維新以降、佐賀よりか大きい船を鈴の人が持ったがやないろうかということ。これはあくまでも自分が思うことですけんど、そういうあれもあって。ほんと自分は、今言う取り組みについて。ほんと具体的には、自分が今言う鈴。それから佐賀にはね、あの伊興喜に町の土地として塩漬けになつちょうどこがあるわけよね。ほんと、あそこらをよ、造成

するような考えはないかというような思いがあつたから、取り組みについてお聞きしたことです。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

ご質問の深い意味がだんだん分かってきたわけですが、大変貴重なご提案、ご意見をいただいたと思っております。

高台移転を含めてのご意見、ご質問でございますけれど。この高台移転のことについてはですね、4月と申しました、5月ですけれど、黒潮町が今後の対策について基本的な考え方をまとめております。その中でもですね、そういう、明神議員がご提案されましたような、高台移転も含めた大きな構想については短期的な構想というのはまだお示しできませんけれど、やはり町としてはですね議員おっしゃられたように、中長期的な視野で町全体のくくりから見えるような、高台移転を含めた構想をやはり将来やっていくべきだというふうな考え方方は5月の段階で持っております。

ただ、そのことを実際にやると申しますと、現在の国の制度で最も使いやすいと私どもが考えるのが、防災集団移転促進事業、あるいは区画整理事業というふうな事業になりますけれど。これらの事業、特に防災集団移転促進事業というのは、東日本でかなり優遇された制度として実施されております。ほとんどこの事業を使って、既に被害を受けた集落について事業が着手されておるわけですけれど。ただ、被害を受けてない地域ですね、まだ。これから被災の危険性がある地域につきましては、東日本でやってる事業ほど優遇された制度にはなっておりません。しかも、最も私どもが危惧（きぐ）しているのは、土地利用に対する規制を自治体が掛けていかなければならないというような課題とかさまざまなもののがございまして、まだ具体的に地域の方に入つてですね、その具体的な説明ができる状況にはなつてないわけですけれど。この件につきましては、国の方に制度改革を含めて要望すると同時にですね、これは町だけじゃなくて県も一緒に動いておるわけですけれど。そういうふうな、大きなまちづくりの構想が現実的な施策として実験できるような場をですね、つくついくような努力を今してるのでございます。

大変重要なご提示だと思いますけれど、現在の状況はそういう状況でございます。

（明神議員から「自分の質問はね、課長には申し訳ないけど、町長やないとできん答弁やと思うがですが」との発言あり）

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これまで繰り返し、議会でも答弁、ご説明申し上げてきたとおりでございます。

まず、高台移転、絞って答弁申し上げますと。高台移転となりますと、相当の労力と財源が必要になってまいります。これはまあ、議員もご承知のところだと思います。

しかしながら、現在、明日来るかも分からない南海地震対策を、いかに有効的に、かつ効率的に進めしていくか。これは、限られた人員と限られた財源の中で、単純なプライオリティーの問題でございます。そういう中で、まずは逃げられる環境整備、そういうことから避難道、避難場所、いわゆる避難空間の充実拡充を現在、全力で進めているところでございます。

また、先ほど情報防災課長からも答弁がありましたように、国の法改正を現在要望してるのでございます。既存の法律では、なかなか対応できない。そこにかんして個所を特定し、ここをこう変えてくださいと、そういう要望をしているところでございます。それらが整わなければ、これまでのスキームで整備というこ

とになりますが、こうなりますと資本力のある方、こういった方のみが対象になっていくと、こういったことでございます。

我々と致しましては、できるだけ移転を希望される方の経済的負担が少ないような形で、そういったまちづくりができるないかと、そういうことを考えているわけでございます。それにはまだ時間を要すると、そういったところでございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

明神さん、回数には制限がございませんので、答弁漏れじやないんで、起立してお願ひします。

10番（明神照男君）

今、町長、それから課長から答弁いただいたわけですが。これ自分、去年も聞いていただいたようによね。それから、現実に自分もテレビ、新聞で見たことですけれど、町長も知事と国へ行っちゃったと。それで、高台移転の問題でね、ということで。まあ、町が働き掛けをしておる、県も働き掛けをしておるということは、自分は理解しております。

ただね、それをね、まあ申し訳ないですけど、口で言うか、行て頼むだけで、頼むぜまで終わるか。何としてでもこれはやってもらわなきゃんと。いかんじやない、今やつたらよ、国も得ながぜよと。被害が発生してからやつたらよ、なかなか簡単にはいかんというような考え方。まあ、これはもちろん町長も持っておいでいるとは思うのですがよね。自分はね、そういう取り組み、それがね大事やと思うがです。まあ、これはもうやりよるとは思いますが、そういうことで質問させてもらいました。

それで、3点目。

まあ、これは6月にも自分言わしてもうしたことですかね、今度もたまたま昨日、おとついも、やっぱり部落の人がよね、何もやってもらいたい、かにもやってもらいたいという要望はあるけど、まあ町は金もないということも、町の人、部落の人も知っちょるわけ。そういう中で、これはまあ難しい問題やとは思うがですけど、もう一度出さしてもらいました。

自分はね、ほんとによ、町長がおっしゃるようにね、一人の犠牲者も出しえないというところで取り組むとしたら、まず、逃げんでもかまん、これ地震はどうしようもない。けんど、津波は高台におったら逃げる必要ないがすきね。そのために自分は、庁舎は2、3年。これ、いろんなほかの問題もあります。6月にも聞きました。それくらいのね考え方を持って、この今回の災害、南海地震には取り組まないかんという自分は思いがあるから、再度お聞き致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、明神議員の津波対策と庁舎移転事業計画についてのご質問にお答えしたいと思います。

庁舎移転のですね必要性は、今まで議会、一般質問で何回もお答えしてまいりましたので、この場では避けたいと思いますけれども。基本的には、避難対策との関連ということにあろうと思います。

3月11日のですね、東日本大震災までの庁舎移転は、確かに現庁舎東駐車場の南側ということで、まあ低地でありましたけれども。しかしながらですね、あの津波、被災地を現地調査してですね、復旧、復興を進めるスタートラインの段階で防災の主体となる施設を確保していくことはですね、自分たち世代の責任だろうというふうに考えるに至りました。今後ともですね、行政機能が破たんすることを前提とした防災対策でなく、被災後の対応をより早く前向きに進められるよう、行政機能の維持確保を目指した庁舎建設の議論を進めてまい

りたいというふうに思っておりますので、ぜひ議員の皆さんもご支援をお願い致します。

ご質問後段の部分になりますけれども、避難対策につきましては新聞報道等でもありますように、町内一円で地域担当制を敷きながら住民の皆さんと協議して、積極的に進めております。その中で庁舎移転予定地につきましては、津波の心配もなく、入野地域の津波避難場所として広く活用できます。その上、国道改良事業にかんしましても、避難を考えた計画に変更をしていただきました。また、入野本村地域からはですね、別のルートで避難道の計画もしております。地域住民の安心、安全の確保にもつながるというふうに考えておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

この3点目のあれについては、6月議会にも答弁いただいておりますから、これ以上のことは申しませんが。

ただ1つね、自分思うのはね、避難避難ばっかでよ、起きてから後どうするぜよという取り組みが町にあるのやおかと。そういう取り組みのことを検討しよろうかというのはね、たまたま自分、友達を通じて知っている、静岡の選出の津川さんという代議士が岩手県の復興の担当者で、昨年からずっとやられておって。

その方のお話ではね、この重機、よそから来るということもありますけれど、自衛隊が来ても何が来ても人だけやと。ほんで、重機らが流されたら何にもできんき、ほんで重機をね。やっぱあこれ、町で持ついうわけには多分いかんとは思うがでけんど、そういう問題。ほんで、そのことは自分ね、なかなかうちらでは難しいと思うのですが、仮にどつかから重機が来て、まあ津波の被害がないところは道さえ良かつたら来ると思う。問題は、あの燃料。自分ね、まあ灯油いうか自分分かりません。A重油か。その燃料だけでもよ、高台へ確保しちょくというような取り組みがね、現実に言われよう、喜多で。

そういうあれで、そういう取り組みをする考えはないかどうかお聞きします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは再質問にお答えしますが、基本的にはBCPで業務継続計画との関連であろうと思います。

重機関連で申しますと、基本的に町内の建設業者にお願いするわけになりますけれども、町内の建設業者におかれましてはですね、BCPを作りまして、町の方に出していただいております。そういう業者もおります。

また、協会との協議の中でもですね、ぜひ復興に必要な重機につきましては、まあ日ごろには大変不便になりますけれども、できるだけ高台といいますか、津波被害のない所に保管をお願いしたいというようなことですね、協議の中では行っております。

それから、燃料の話も出ましたけれども。町もそのあたりも3月11日ですね、東日本大震災以降、あの現地に派遣した職員から、燃料の確保というのも大変重要であるというふうに報告を受けました。そこで、新庁舎につきましてはですね、まだ構造の段階ですけれども、ガソリン、それから軽油あたりをですね備蓄できなかといふ構想は持っております。が、劣化致しますので、そのあたりの調整をですね、今後検討が要るがじやないかといふふうな考え方を持っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番 (明神照男君)

まあ、その次の南海地震がね、いつ起こるか分からんわけで。ほんで、新庁舎をできてから起きてくれたらええですけど、それ分からんわけよね。ほんで自分は、その燃料についてはよね、そういう取り組みということでお聞きしたわけで。分かりました。

次の2点目、最大の環境問題と申しますか、今朝もたまたまテレビを見よったら、北海道で本来やつたらサケが取れる時期であるのにブリが取れよるというニュースを見てね。自分、びっくりはしませんでした。そういう情報はちょっと聞いておったもんでね。けんど、あんなに大量にね、サケがほとんど取れんとよ、ブリが取れるということはね、今までもないことで。

それでね、現実にうちの船らが操業しておるね、北海道の東。北緯の41度、2度でね、水温が25度です。自分の記憶にはね、経験にはね、まあ22度ぐらいまではありました。けんどね、5度いうようなことはないがです。そういう問題があるわけです。

が、ただ自分ね、そうは言うてもよ、ここへも書かしてもうちようにね、一番のね環境破壊は原発やと思います、これは。結局、福島の人らはよね、そこで生活できんってきたがやきね、これは。温暖化が進もうがね、川が汚れろうがよ、すぐにそこで住めんという問題にはならん。しかし、もし、原子力発電所に事故が起きたらよね、その問題が出てくるわけや。

ほんで、この間も自分ら議会でも行ちりました、伊方へね。そのとき、この間もちょっと聞いていただいたことですけど、その担当者いう方と、自分いろいろなお話を聞かしてもらう中で自分が、これはここやつたら右も左も海で、もし日本の漁船を使うてテロをしようとしたときに、対策、対応はありますかいうてね、自分聞いたがです。ありませんいうて。

ほんでもね、まあ自分らあもこの原発の問題については、地震が怖い、津波が怖い言いります。けんど自分ね、一番怖いがはね、初めにも聞いてもらうた今のようなね国状いうかね、国際的な情勢の中ではね、自分、テロやないかと思うがです。いうことで、まあ聞いてもらうたわけですが。

問題は自分、これも前から町長に一般質問で言わしてもらうておるようによね。結局、原発が要るようなつたがは、自分らが電気が欲しい欲しい言うきいう部分もあって、まあ電力会社の事業の問題もあります。ほんで自分は、うちの町ではよ、4割と申しますかね、その伊方の電力。それがのうてもかまんまちづくりを考えないかんがやないですかいうことは何回か質問さしてもらいました。ほんで、それとともに事故が、今言う電気の問題と、それから最悪事故が起きたときに、うちの町はどうするかという取り組み。それがあるかないかいう質問です。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは私の方から、明神議員2番の最大の環境問題という点についてご答弁させていただきます。

議員が言われるように、3.11の地震、津波による福島第一原発の事故以降ですね、原子力への安全性が大きく問われる中、事故原因や事故対策についていろいろと明らかになってきたことから、先般の新聞報道における国民世論でも原子力発電に対し過半数の国民が廃止、または段階的に廃止していくことを望んでいると報道されており、新たな電力供給の整備を進めるべきであると言われております。

これらを受け、再稼働また廃止論で揺れ動いていた政府におきましても、脱原発という初の公式方針が出されまして、政府エネ戦略素案と致しまして、原発に依存しない社会の一日も早い実現を掲げ、クリーンエネルギーの拡大、エネルギーの安定供給と併せ三本柱とされ、2030年代には原発ゼロにすることを目標としており、

運転を40年に制限、安全が確認された原発のみ再稼働、新增設はしないとの三原則を表明しております。政府内、民主党内でのですね調整はあるものの、今後の原発に対する方向性はある一定決まりつつあるものと考えております。

こうした中、伊方発電所の再稼働につきましても可否両論ありますが、既に原子力保安委員会でのストレステストなどをクリアしながら、5ヶ月が過ぎても再稼働できないのは国民世論の力だと思っております。新聞、報道等によりますと、新たな原子力規制委員会を19日に発足することを閣議決定しております。この委員会でも再稼働に向けての新基準の策定等に時間もかかるようですが、いずれにしても、時間の問題はあろうかと思ひますけれども、恐らく再稼働になるのではないかと思っておるところでございます。

しかしながら、この判断基準結果により安全が確認され再稼働可能になるにしても、設置周辺住民の方や國民に安全で安心できる説明責任が重要であり、どのような基準で再稼働になったかのプロセスが最大限オープンになることが必要であり、それができない、いわゆる今までのような密室の議論による結果では、町としての判断権限はございませんけれども、当然、容認できないものと思っております。これにつきましては、議会の再稼働の反対を求める意見書と同様の考え方だと思っております。

そういう状況の中で、再生エネルギーにつきましては、原発事故から今後の方向性としていろいろなエネルギーへの依存度は高まるものと思っております。これまでにも、議員からは何度も質問をいただいておりまして、本町でも可能性のあるものがあれば取り組みたいと思いますけれども、現時点では実施できていないのが現状でございます。また、再生エネルギーの可能性につきましては、高度な技術を必要とするため、国にも調査費の要望はしておりますけれども、まだ調査実施には至っておりません。

先ほどの国の今後の新エネルギーの関係で申しますと、相当、今後の制度等が変わってくると思います。そういう状況の中で、先ほどの新庁舎、また消防署等へのですね、太陽光、また蓄電池などのですね整備につきましても、新たな補助等があればですね、設置に向け検討していきたいと思っております。

また、後段のですね、議員が言われる、事故が発生したときの本町の対策を問われておりますけれども、9月6日、国の中防災会議から原子力事故に対する基本計画が修正されております。原子力災害につきましては、原発から5キロから30キロ圏内の自治体については緊急時の避難計画を策定することが義務付けられるようです。また、もう一つ、50キロ概念という項目があるようです。この50キロ概念でいきますと、本県では梼原町と四万十市西土佐の一部が圏域となるようです。西土佐の方では人家は入っていないようですが、いつ発生する、発生したらいいきませんけれども、今後の計画の中でですね、高知県でも現在見直されている原子力事故災害対策について、これらの対応についても盛り込んでいくということを聞いております。

本町としましてもこれらを踏まえ、今後の災害対策について検討をしていく必要があると思っております。しかし、行政責任と致しましては、町民、県民の生命や財産を守ることが重要でございます。これには、事故が絶対に起きない、起こらない、安全性の高い発電所として整備させることが一番重要なことだと思っており、今後も引き続き関係機関と連携して、安全性について要望をしていくことと致します。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

今、課長のご答弁にもありましたようにね、国も30年後原発ゼロと、まあ方針。けんど、これも政権がどうなるか分からんき、どうなるか分からんわけよね。ほんで自分はよ、国がどうしょうが。それから、先ほどのあの原発の伊方から5キロ、10キロ、30キロいうような取り決めはあるにしてもよね、あるにしても、うちは

大体 100 キロちょっとよね。けんど、うちはこうせよと。自分ね、基本方針。やっぱ町もよ、この原発の問題、命にかかる問題やきね、これは。ほんと自分は、町は町でこういう取り組みをしますというものを作るべきじゃないかという質問をさしてもうちようわけです。

ほんで課長ね、身分は課長でも、答弁してくれよがは町長の身分で課長はやつてくれよがやきよ。ほんと町長と、自分が町長やつたらやるぐらいの答弁をお願いします。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

今お答えしましたのは、事前にですね町長とも打ち合わせといいますか、協議した結果の答弁でございます。まあ今後、新エネルギー対策に致しましても、まあ絶対あってはならんことでございますけれども、災害計画についてもですね検討ということでございますけれども、関連部局のですね防災課とも協議しましてですね、まあ県との調整もありますけれども、今後ですね具体的な計画にしていくようにしたいと思っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

まあ自分の質問はね、課長をいじめるみたいなような質問ばっかになるき申し訳ないですかね、分かりました。

そしたら、その次の、2 点目の放射能測定器の導入の問題ね。これ自分、昨年も 2 回ほど質問さしてもうちよる問題ですかね。

どういうお考えか、教育長のご答弁をお願い致します。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは、明神議員の放射能測定器の導入についてのご質問にお答えを致します。

議員ご指摘のとおり、放射能汚染問題は福島県のみならず周辺地域にまで広がり、深刻な問題となっております。特に、内部飛ばくの問題は大きな課題となっており、国においても今年 4 月から新たに食品の安全基準を定めて、汚染された食品の流通防止に努めているところでございます。

本町におきましては、9 月 3 日に黒潮町子どもと未来を守る会の代表の方から議会に対しまして、子どもたちを内部被ばくから守るための食品の放射能測定装置導入に関する請願書が提出をされ、今議会で採択をされたところでございます。

まず、既にご承知だと思いますけれども、高知県におきましては、放射性物質に汚染された食品の県内流通を防ぎ、食の安全と安心を確保するため、平成 24 年度食品衛生監視基準を監視指導計画に基づき、県内流通食品を検査を致しまして、検査結果を県のホームページで公表をしております。

さらに、子どもたちが毎日口にする学校給食についての取り組みとしまして、国からの委託事業で学校給食モニタリング事業を 9 月から来年 3 月までの予定で実施をしております。この事業の対象となっているのは、県内を 3 つのエリアに分け、対象校を選んで、民間の専門検査機関で定期的に測定をするものでございます。幡多エリアでは、中村養護学校が対象校となっております。9 月 3 日から 7 日までの 5 日分の給食を検査した結果が、第 1 回目の結果として高知県のホームページで公表をされております。

また、既に簡易型の計測器を導入した自治体もありますが、保護者の皆さまは、より精密な測定による正確

な検査を望まれていることは請願の内容からも伺うことができます。黒潮町子どもと未来を守る会の皆さまが導入を希望されている機種は、高知市の保健所が導入しているものと同機種のものでございます。このため先日、教育委員会職員が高知市の保健所へ視察に行ってまいりました。測定器は鉛で遮へいしているため重量が580キログラムあり、本体価格が約500万円、測定専用の付帯備品等が約50万円。検査のためには、温度変化がなく防音無風状態であることなど、設備の整った専用の検査機関が必要とのことでございます。仮に黒潮町で導入するとなると、新たに検査室を建設する等の整備工事が必要となってきます。また、仮に黒潮町に1台導入するとしても、測定を行うための知識を持った担当職員の配置も必要となり、かなりの費用負担となつてまいります。

町としましては、子どもたちを内部被ばくから守るために、現時点でどのような対応がより現実的な選択肢であるのかを検討してまいりました。まず、これまでに取り組んできましたように、できるだけ安全な町内、また県内の食材を使用し、それでも足りない食材につきましては、県のホームページなどの情報を活用し、なるべく西日本のものを使つていいかといふうに考えております。

次に、給食の安全確認のために、学校給食あるいは保育所の給食を対象として、月に2回を目安に予備調査としまして、県が実施している内容と同等のサンプリング調査を実施致します。調査方法は民間の専門検査機関と契約をして、こちらから送付したものを検査してもらう方法でございます。なるべく早くこうした取り組みを進める中で、今後仮に基準値を超える食品が出てくるなどの状況になった場合には、その時点におきまして機器の導入等を検討をしていきたいといふうに考えております。この方法が、現在の状況の中ですぐに対応できる最善の方法であるといふうに判断をしております。

それぞれの自治体が自治体独自ですべてのことを行つていくということよりも、国、それから県、近隣自治体との連携した効果的な取り組みを進めるべきではないかといふうに考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

これもね、今、教育長のお話にもあつたように、お金の問題。まあ、お金言うたら、またあれですかんど。その人の問題とかいろいろあるもんで、簡単ではないことは分かります。

この間も自分ちょっと聞いていただいたようにね、自分らも。いや、自分らちね、去年うちの船もんてきてから、船員からね。これ自分ら、うまいうまいいうてあのカツオ食べたけんどよね、あのカツオは放射能で汚染されたあれがずっと流れたとこやったねえと言われたときにね、何とも言うことができた。あのチェルノブイリのあれから言うたら、あの福島から高知は800キロやきによね、子どもが放射能漏れの影響を受けて生まれる可能性があるエリアに入っちようわけよね、これは。あのチェルノブイリのデータからいうたら。そういうように、もう自分ら、この放射能の問題、汚染の問題はよ、どうにもならん問題やと思います。ほんで、ほいたらどうせないかんかいうても、これもそう簡単にできる問題やない。それからまた、500万も掛かるいうたらね、繰り返すけんどそう簡単な問題ではないけんどよ。ないけんど、これこそね町長、ほんとにね、誰っちや子どもが大事でない言う者はおらん。みんなが大事大事言う。けんど、ほんとに大事と思うかどうかの問題やと自分思うがです、これは。

県下でも、どこもここも据えちよう機械でもない、今お聞きしたら高知市は据えちよるいう、そんな機械やきね、そう簡単なことではないねんどよ。ないけんど、何を一番大事にするか。やっぱ自分、命やと思う。それで、やっぱ若いお母さんらあがよね、ああいう署名も集め、請願も出してきた問題やと思うがです、これは。

自分ね、今自分らが取り組まないかん問題いうか、目の前に来ちよる問題はね、自分はその放射能の問題も含め、それからその地震の問題も含めね、目の前へ来ちよると思う。それに対してどう取り組むがやきね。まあ、この問題はどうのこうの言うてもいきませんき分かりました。分かりましたけれど、自分は町として、町長とのお考えとしてよね、これは取り組むべき問題やと自分は思います。それでまあ、この2点目は何回言うても同じことになってくるもんで、分かりました。

それで3点目の、あのらっきょうの裁判についての問題に質問致します。

自分らあもね、この問題はね、判決の文言の一部にね、自分らも不満もあった。ほんで、7月31日に自分ら4人と弁護士とで話をした。ほんで、まあそこでは、ほいたら、まあもう終わったがやないけど今は良かろかねえという話にしちりました。そしたらね、8月13日の全員協議会、執行部よりね、あの事実誤認いう発言があった。課長からね。ほんで自分はよ、あのときも言わせてもらう。これは課長ね、町長の行政報告の中に事実誤認いう言葉があるき、おまんも使わないかんわねいうて。けんどね、これいろいろな見方はあると思うがです。自分ね、武士の情けの分からん人らやにやあと思うた。裁判長がどういうことで、この事実誤認という言葉を使うちよるかいうことを。そういうことがあったもんで、自分らももうこのことにはあんまり言わんとおろうねえという話にしちょったがですかんど、自分、協議会でも言わしてもろうたように、黙っちょくわけにはいかん。

ほんで、この問題は副町長に、誰を捜しに行かしたがぜよいうて言った。ほいたら副町長はよ、誰やら分からん言うたね。ほんで自分がよ、おまんら誰やら捜す相手が分からんに、どうやって捜すいうて自分言わしてもらうことやった。それから、そのときの係長、記憶にない言った。そのときは忘れちよったか分からん。けんど、裁判所へ呼ばれた証人の証言のときにはよね、当時の植田総務課長に言われて捜しに行たという証言もしちょう。ほんで自分、この前の臨時議会にも言わしてもらうことやったけんどよ。言葉は悪いけど、うそばつかやと、自分あのときにも言わしてもらう、その証言が。ぐらい、自分らにはね信用のできん証言や。そういう問題もあったきにやったけんど、先にも聞いてもらうたように、まあ、もうよかろうと。けんど、その遅れたいうカナックさん。カナックさんは証言に、10時過ぎに役場へ来て、2、30分前に待機所におったいうて。それから、カナックと呼ばれて入札室へ入ったいう証言をしちょう。予定の時間が早うなったき呼ばれるがやったら分かる。遅れて来ちようがやきよね、当然、入札の関係者はよ、いつ呼ばれるか分からん、いつ呼ばれるか分からん、2億4,000万、5,000万もの事業やきよ。それをね、人ごとみたいにね、よそへ行ちよったいうようなことがある道理がない。と自分は思うがです。そういうことらもあるきによ、ほんで自分は今こうして言わしてもらいたい。

ほんで、そのとき、その証言の中で副町長はよね、担当の職員がカナックのその担当者を知ちよったいうことも言うちよう。カナックの所長はここへ来たがは初めてやと、黒潮町へ来たがは。けんどこれは、個人的な付き合いがあってよ、知ちよったかも分からん。副町長、その知ちよったいう職員は誰ぜよ。それ、おまんに聞きます。

それと、8月21日、自分らあ臨時議会をやったときの高知新聞にね、カッコ付きで自分の発言として、減給で終わらすのかという記事になつちよった。ということは、町長らあの、あのときの減給20パーセント、3カ月いうことに対する不満の発言やないかいうような意味に取れる記事やった。自分はね、そんなあれで反対したがではありません。今はすぐ、お金で片を付けろうとする。お金で片の付く問題と、お金では片の付かん問題があるわけやと、自分の思いの中には。それをああいう形で出てきたから、自分は反対さしてもらいました。お金で片の付く問題、この問題が出たときに、町は税金を使うがやき、1,000万使うてもやるというような話がうそかほんまか、あったかどうか知らんけんど聞きました。そんなようなよ、ことで。

それで、町の弁護士の訴状の中にはよね、自分が町の協議の中へ自分はよう参加してなかつて、ほんで4人は大体まとまつちよつたと。けんど、そのとき出てきてなかつた自分が反対したきにまとまらざつたいうような意味合いの文書、訴状の中に文言があります。自分はね、初めから自分らの中でも話した。佐賀ではこの問題、あんまり問題になつちよらんぜよと。ほんで、何ぢやおまんらがかまんもんやつたら、あていはかまんぜよと。しかし、自分らがかまん言うたら、森さんがうそ言うたことになるき、あていは賛成せできんということを自分は初めから言わしてもらいました。

それで、議長がこの問題の中へ入つてもろうたときも、もう当時の議長がそういうことで骨折ってくれるがやつたらよ、まあ自分らもそうしようかねえいう話にはなりました。なつちよりました。しかし、そこの部分は自分は省きます。けんど、たまたま宮地さんにある方から電話かかってきた。そしたら、執行部はまた訴えるいう考え方持つちよるいうことを自分が聞いたきに。ほいたらいかんいうて自分は言った。あていは反対ぜよということで、結果として議長のあっせんも成就いうか、具合よいういかざつた経過があります。そういうことで、私このらつきようの裁判についての一般質問の通告へ書かしてもらうちょうようによね。

ほんで、第1点。この訴訟事件に対する町の認識と判決の結果。判決の結果について町はどういう考え方持つておるかいうことをお聞きします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

それでは私の方から、まず通告書に基づきながら答弁をさしていただきます。

町は、らつきよう畠に書かれた記事には認識が誤りがあるので訂正してほしい旨の相談を何度かさしていましたが、平行線をたどり、なかなか問題解決に至らなかつたことから、やむにやまれず訴訟したものでございます。

ただし、この判決では町の訴えは裁判制度に照らして著しく正当性を欠く場合に当たり、違法な行為といふべきであるとされ棄却されましたので、結果をですね真摯（しんし）に受け止めていますし、反省をしているところでございます。

また、このことによって、当事者の皆さんに名譽が棄損されるなどの精神的苦痛を与えたこと、また、議員や住民の皆さんに多大なご迷惑とご心配をお掛けしたことに対しましては、先の臨時議会で謝罪して、おわびをさしていただいたところでございます。

しかし、この裁判の原点である、あたかも入札に不正行為があつたかのように書かれたらつきよう畠の記事は、判決文で、本件起訴となった森議員の認識には明白な事実誤認があると認められると判断が出されました。このことは、町が訴えの中で最も重要視した事実関係が認められた内容といふうに思っております。従つて、町はこの結果を受けて、控訴を断念したところでございます。

明神議員から、うそではないかとかいろいろ言われましたけれども、この判決はさまざまな資料や証人尋問などを参考に出されたものでありますので、判決書がすべてであるといふうに思っております。ここで問題とすべき問題ではないといふうに考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

確かに今、副町長の答弁のようによね、判決文にもそういう判決がされました。

しかし、自分らから言わしてもうたらよね、裁判長がそういう判断をした、判決をした基になっておる証言。ここへ自分、全部持ってきてちります。先にもちょっと聞いてもらうたようによね、カナックさんは 10 時ごろにここへ入ってよ、2 階の待合所のとこに 20 分か 30 分ごろにはおって、呼ばれて入った言う。が、副町長、総務課長のときに、宮地係長におらんき捜しに行けいうて言う。これはもうしようないき自分言わしてもらうけんどよね、副町長、自分がね言わんでもかまん、言いとうないことも言わないかんような答弁をなぜする。宮地係長のことも言わないかんなるに、これは。まあ、そういうことで宮地係長のことばっかり言うわけにもいかんきに。

副町長、証言のときによね、行田弁護士にね、もうね、記憶にないとかよ、分からんことはね、もう言わん方がええいうて。何が何やら分からんなるいうて、これへちゃんと載っちょ。行田弁護士が手助けしたことか。あとはもう言わん。

それで、臨時議会のときに謝罪をした言うけんどね、行政報告ですよ。確かに行政報告はもううた。けんど、自分ら 5 人に対してね、町長、謝罪しちょらんきね。宮地議員の質問に対して、ちょっとはした。けんど、それで町長、終わったと思うがかよ。自分らはね、この一般質問へも書かしてもらうちようようによね、司法からよ、行政に対してはね裁判制度の悪用。しかも、これは高知新聞の記事やけんどよ、提訴は町議に対する制裁が目的いうような、これは高知新聞が記事を書いちようようなこと。そういうような表現。提訴は町議側に対する制裁目的、裁判制度を悪用したいうことまで書かれちよう。

それで今、副町長が言うたように、臨時議会で謝罪したで通ると思うちりますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

臨時議会で謝罪を申し上げ、また減俸処分のその私たちの意図するところも全員協議会で説明させていただいたところでございます。それらを議会で議決をいたいたと、そういったところでございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

まあ、それで、これにも。この問題は、まだ後でやります。

ほんで、この問題についてね執行部はよ、何が原因で敗訴になったと理解しちりますか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

明神議員の 2 番目、執行部は今回の敗訴原因はどこにあったかと考えているかというご質問にお答えします。

判決の主文にあるように、原告は被告らに対し、それぞれ 11 万円ずつ、およびこれらに対する平成 23 年 4 月 2 日から支払い済みまで年 5 分の割合で金員を支払えとされました、原告の本請求と被告らのその他の反訴はいざれも棄却とするとあります。

判決では、広報等の利用が考えられるとありますが、いくら町が広報等で反論しても、当事者が間違いを認めない以上、泥仕合になり、真実は見てこないものと思っております。そういう意味からも、町が真実を求めて訴えを起こしたことが判決により明らかにされたと考えており、全面的な敗訴とは考えておりません。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番 (明神照男君)

全面的な敗訴と考えちらんもんが、なぜ罰金まで、賠償金まで払わないかんと思ひますか。

議長 (山本久夫君)

副町長。

副町長 (植田 壮君)

お答えします。

罰金を払ったからといって、すべてですね敗北というふうには考えておりません。

議長 (山本久夫君)

明神君。

10 番 (明神照男君)

まあ、こんなあれでやりとりしてもよ。

そうしたら、これへ自分、書かしてもらうちようように。ほいたら、当日の入札業務に瑕疵（かし）はなかつたですか。

議長 (山本久夫君)

副町長。

副町長 (植田 壮君)

3番のご質問にお答えします。

執行部は当該入札業務に瑕疵（かし）はなかつたかというところでございますけれども、入札業務には瑕疵（かし）はなかつたと考えております。

議長 (山本久夫君)

明神君。

10 番 (明神照男君)

瑕疵（かし）がないもんが、どうして裁判に負けたがと思ひますか。

議長 (山本久夫君)

副町長。

副町長 (植田 壮君)

お答えします。

この入札業務の瑕疵（かし）うんぬんとですね、裁判の結果とは、私は違つた内容はないというふうに思つてますし。まあ、いわゆる瑕疵（かし）はなかつたということでございますけれども、裁判との内容とは、私はこの問題は関係ないというふうに考えております。

議長 (山本久夫君)

明神君。

10 番 (明神照男君)

まあ、副町長が関係ないと思うちよるいうだけですよ、それは町長、副町長が思うちようだけのことです。瑕疵（かし）があつたきに裁判に負けたと自分は思つります。

その具体的な例が、町には指名競争入札心得があるわけですね。ほいたら、そこの4条の4番に入札者は入札執行者の指定する場所に待機していなければならぬ。無断で指定する場所を離れた者、入札時間に入札をしない者は辞退した者として取り扱うという心得、規則があります。

これでも瑕疵（かし）はなかつたと思うがですか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

お答えします。

これまでですね入札執行につきましては、それぞれ1階の大ホールから2階の事務所の前でそれぞれやっていますので、そのことについてですね何ら問題ないというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ、副町長の立場からしたらね、瑕疵（かし）がありましたとかいうことは、口が裂けても言えんことよね。

けんど、この前の臨時議会にも改善策を取りましたという説明があったと思う。なぜ改善せないかんがですか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

お答えします。

入札参加業者にですね開始の案内することは、これは当然のこととございまして、特に問題はないと考えておりますけれども。より、入札事務の適正化を図るためにですね、その後、入札件数が多くある場合には、入札事務を、職員を1名追加し、1件の入札が終わればですね、また次の入札業者への案内をするなどして、まあスムーズなですね入札執行に努めておるという状況でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

この間ね、自分らね、高幡の議員の研修会が梼原であって。そのときに、ある議員から聞かれた。まあ、どことも似たようなことやおとは思うけんど、おらんきいうておまんとこの町は捜し行くがかよいう、敷地内へ入っちゃったら遅刻を認めんがかよいうて聞かれた。そういう現実の問題があつて、まあ今ちょっと答弁をしてもらいましたけんどよね。

そうしたら、これからはうちの町は、この指名競争入札心得とか一般的な常識で分かるような形の入札業務に改善するという考えですね。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

現在の入札執行が特に問題あるというふうには考えておりませんけれども、よりですね、改善するべきところがあればですね改善はしていって、今後できるだけ混乱が起きないような形でですね改善に努めていくというのは、これは当然のことだというふうに思ってますんで、まあ、今の時点ですね、特に内容的に問題があるというふうには考えておりません。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番 (明神照男君)

ほいたら、これも裁判の資料にあるがやけんどよね。敷地内に入っちゃったら、もう遅刻と認めんがですか。

議長 (山本久夫君)

副町長。

副町長 (植田 壮君)

敷地内といいますか、当然その場所は、それぞれ 1 階、2 階、指定しておりますので、そこにおる場合はですね、その場所というふうに考えておりますので、呼びに行ってもですね遅刻というふうには考えておりません。

議長 (山本久夫君)

明神君。

10 番 (明神照男君)

私がねお聞きしたのはよ、ここで前副町長がよね、答弁しちょることについてお聞きしよるわけです。

敷地内に入っておれば遅刻とは見なさんという答弁が、森さんの質問のときについたと思うがです。そのことについて自分はお聞きしよるがで、待合所がどうとか何とかいうことでございません。

議長 (山本久夫君)

副町長。

副町長 (植田 壮君)

当然、そこの辺の敷地内ということは、当時もそういう形で考えておりました。

議長 (山本久夫君)

明神君。

10 番 (明神照男君)

いや、その、もう 1 回。ちょっと自分、分かりかねたもんで、後の言葉が。

もう一度お願ひします。

議長 (山本久夫君)

副町長。

副町長 (植田 壮君)

敷地内であれば問題ないというふうに考えております。

議長 (山本久夫君)

明神君。

10 番 (明神照男君)

町長。心得はよ、そういう敷地内は認めるということ、これ書いちよりません。副町長は認める言うた。

これね、めんどい話ぜ。こんな入札の待合場所を、時間をよ、庁舎の敷地内へ入っちゃったら認める。

構いませんか、町長。

議長 (山本久夫君)

町長。

町長 (大西勝也君)

お答え致します。

まずですね、社会通念というものがあろうかと思っております。何もかもがぴっしりとこの線で引かれて、上は駄目、下はよろしいと、そういったことにはなってないと思っております。それがどこまで許容されるか。

そこに、議員と自分たちの認識の相違があると、そのように考えるところでございます。

また、現在の私どもの有するそのインフラでは、例えば一日に20件から30件の入札があると、そういうたときに人員的に対応できないと。また、場所的にも対応できないということは、これまで繰り返し申し上げてきたところでございます。その中で、そういうたきに限り融通を利かせると。それが社会通念上、許されるのか許されないのかと、そういうた判断になろうかと思っております。私どもはまだまだ許容範囲であると、そのように考えております。

しかしながら、先ほど副町長が答弁申し上げましたように、このようなこともございました。そういうた中で改善すべき点は改善をしていくと、そういうたことでございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ、自分がここでなんぼ言うてもよね、執行部がそういうことでやります、こういう形でやります。今、町長おっしゃるように、それは社会的な一般の通念。それじやいかんきに、こういう心得という決まり、規則が自分はあるがと思うがです。が、まあ黒潮町はそういう町ですと。ある意味では、自分の言葉は悪いけどよ、どうでもかまん町ですと取られてもしやあないような答弁しか返ってこんことをね、自分残念に思います。まあ、これも分かりました。

その5番目。ここでよね、臨時議会のときに同僚議員からね、自分ら5人、当事者5人は町と町民に迷惑を掛けたから謝罪をすべきという発言がありました。それは個々の考え方、それは自分ね、どう思おうとかまんと思う。

が、ほいたら執行部もそう思うちりますか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

明神議員の5番目のご質問にお答えします。

執行部、町はですね、謝罪すべきかどうか考えることではないというふうに考えております。町が考えることではないと思います。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ、これも言うても、思うちりますいうことは言わん答弁になることはもう分かっちょることですけど。

それでね、行政報告の中に最後の方に、このような状況になりましたので、町長と副町長が道義的責任を取って減俸することと致しましたとありますが、道義的なという意味が自分はよう分からんがです。

説明をお願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答えさせていただきます。

まずですね、少し議論がかみ合ってないと思っております。それは判決文に対する認識の相違ではないかと、

まあ、そんなに考えるところでございます。

まず、私どもが道義的責任を表明させていただいて謝罪申し上げたのはですね、今回の判決文に、この訴訟という行為。これそのものが著しく相当性を欠くと、そういったことを指摘されているわけでございます。そういった行為を手法として選択した行政側にミスがあった。これは言うまでもないところでございます。その部分について謝罪を申し上げたところでございます。

それからもう1つ、先ほど少し議員からのご発言もございましたが、議員の言論封殺、こういった観点でございますけれども。そこには認められないと、そういったことは認められないということに、内容になっております、判決文が。そこらへんももう一度ご精読をいただければと、そのように考えるところでございます。

それからもう1つ、副町長から答弁がございました。瑕疵（かし）と今回の判決文、判決内容。これは100パーセント連動してるものではないということでございます。私どもが先ほどから申し上げております、この裁判という、訴訟という行為。行為そのものに著しく相当性がなかったということでございまして、こちらについて謝罪を申し上げたということでございます。

従って、私どもはこの訴訟という行為に至るまでの間に議員とも調整をさせていただきました。その中で、なかなか合意に至らずに、こういった結果になったわけでございますけれども、私どもが求めておりましたその事実関係。こういった事実係争ではなかったということでございます。この判決は。そういった認識に立つて質問、また答弁をすると、もう少しこうかみ合った議論ができるのかなと、そんなに思います。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

今、町長もおっしゃるように自分らもね、結局、今回の裁判は、訴訟は、町が自分のらっきょうによって損害を受けたか、名誉棄損、訴えた文ね。それがあつたかなかつたかいう裁判やもんでいうことも、弁護士からも聞いております。ただ、町長がおっしゃるように、話は分かります。

しかしよ、この訴訟によって自分ら5人はね、町の公文書ね、これ議会の議事録に被告なにがしといふ文言がよ残るわけ。自分らにとつたらね、こればあ名誉棄損なね問題はない。末代までの恥や、これ。その責任は、町長どうしますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

今回の判決文を読んでですね、副町長も答弁しましたとおり、私どもは全面敗訴とは思っておりません。その条件につきましては、先ほど答弁席で申し上げたとおりでございます。

これらを総合的に勘案した結果、先の臨時議会で謝罪を申し上げ、そして道義的責任を取り、減俸処分を自ら下したということで議会から議決をさせていただいております。これによって私どもは、すべてとは申しませんけれども、これからは今回の事項を反省しながら、例えば、これから業務執行に生かしていくったり、あるいは入札業務の中で改善すべき点はないか、こういったことを精査させていただく。これが私たちに与えられた責務であると考えております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ何回も全面敗訴やないと。まあ、それはね、100パーセントか60パーセントか、いろいろな考え方があ

ってのことやき。

ただ、今自分お聞きしたのは、そうしたら自分らにとてよね、これ消すことできん。自分は弁護士に聞いた。これは自分は不勉強やきよ。結局、自分らあの訴えられたことを却下されたがやと、棄却されたがやと。けんど、これは残るかね言うたら、残る言うきよね。それについて自分はよ。今、質問したのは、町長、その責任はどうするぜよと、どうしますかということを聞かしてもらうたがやけんど。

そしたら町長には、自分ら5人の被告が付いた名前が町の公文書に残ることに責任はないと思うちよるがですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

もう少し冷静な議論ができればと思います。

私どもにとりましても、この判決文についてはかなり言いたいことも山ほどあるわけでございます。しかしながら、これ以上の論争をやっていくことが、果たして本当にこれから行政執行に対してどのような影響を与えるのか。あるいは、住民の皆さんを過度に不安にさせるんではないか。そのような思いの中で私どもも言いたいことも言わずに、こうやってこらえてるわけでございます。そういう中で、冷静な真摯（しんし）な議論をさしていただければと思います。

まず、本当にしっかりと、根本の問題でございますけれども、当時の執行部。まあ私はおりませんでしたけれども、当時の執行部の入札執行業務が瑕疵（かし）があったと思っておりません、ます。そして、なおかつ今回の裁判は、その瑕疵（かし）があったかないかが論点になってるわけではなくて、いわゆる事実係争ではなくて、私どもの手法、ここが大きな論点でございます。そこについて道義的責任を取り、謝罪を申し上げ、そして減俸させていただいたというところでございます。

当時の執行部の方の中でも、個人名が裁判の中で出た方もおられます。こういった名誉もあるわけでございます。そこらへんもぜひ考慮していただいて、全般的なご質問いただければと、そのように考える次第でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

私も初めにそれは言う。ほんで、議員協議会のときに森さんの発言に対して事実誤認いうような発言がなかったら、自分らは何ちや言わんとおろうという。結果として。けんど、それがあつたき、自分らは言わないかんなってきたがですしね、町長、これは。自分らも、今、町長がおっしゃるようによね、これ以上どうのこうの言うても、自らの問題ではあっても、町民の皆さんにもかかわりのあることになってくるきいうがで、言わんとおるということにしちよったがです。それを自らが言わないかんような形に、結果としてなった。

それでね、ある人から電話もろうた。そしたら、自らのらっきょうの後の記事。後の記事に、またらっきょうはうそ言うちよいうて。町長らあは、費用らあは、まあ裁判費用。通常ね、民間の会社ですよ、責任者、社長が株主に訴えられた、会社に損害出して。ほんで裁判した。負けた。その費用はよ、会社の費用でやらんきね、やれんきね、これは。自分の自腹切って罰金が来たら、罰金も払わないかん。今回の裁判の費用。

ほんで、その町長の支持者と思われる人がある人に、ちゃんと町長らあは裁判の費用も自分の責任で始末しちよいうような意味合いの話やつたか、それとも減給をしちよき、それで見合う形でやっちょるという話やつたら、直接自分は聞いてないき分かりませんけんど、そういう話もあって。ああ、この人も、また自分ら

が言わんでもかまんことを言わしてくれるような、それこそ先にの、自分らが迷惑掛けちょうどき、5人も迷惑掛けちょうどき、町民にも謝罪せないかんという発言と一緒に。あの発言がなかったら、自分ら言わんでもかまんこと。それから今の、らつきようがまたうそ言うたいうようなこともよ、なかつたらね、町長らあがよね、費用をよ、町の予算で見ちょうどか、それとも自腹切ってやったかいうようなこともね、聞かんでもかまんことまでよ、自分らが聞かないかんように持つていきよう。来ちょうど、来た、結果として。

ほいたら町長、この裁判の費用らあは町の予算で、あれから予算、この裁判起こす前に、予算で。費用として130万、まあ自分の記憶ではあれしたと思うがです。この際の裁判に掛かった費用。それはそれで、その予算の中で見る考えですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

今回の裁判費用は、支出根拠は予算書の中にございます。予算の中で執行させていただいております。

それと、今回、私どもが減俸した分は全く別で考えていただいて結構だと思っております。そちらにつきましては、これも繰り返し答弁になりますけれども、道義的責任を取るというところでございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ民間やったら自分の責任で、自分のお金で裁判する。行政、執行部はよ、これでもね、部下が起こしてよ、何かを起こして。それで町長として、監督者として責任上、裁判をせないかんなったとかいうがならともかくよ、今回の場合は町長自身が裁判をして、それで負けて。にもかかわらず、やっぱ税金でやると、減俸しちょると。減俸しちょると、予算は、費用は税金で見るというお考えですかね。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほど答弁したとおりでございます。

支出は予算から出ております。予算の中で裁判費用を執行したということでございます。そして、道義的責任を取って減俸したと。ただし、金額だけを比べてみると、両方が釣り合う程度の金額になってるという、ただそれだけのことでございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

分かりました。

まあ、あるね、自分ね。自分、友達いうか、弁護士まではしてないけど、慶應出た法科のある人がよ、町の取り組みによつたら、今度はね、おまんら証人を訴えいうて、偽証で。ほいたら証人もほんとのことを言わないかなるき。今回は証人も、自分の責任やない証言やと。けんど、自分らがもし証人を訴えたらよ、偽証で。ほいたら証人もほんまのことを言わないかなる。ほいたら、今回の裁判の証言がどうなるかと。ほんとやつたか、うそやつたか。

ほいたら。ほいたら言うたらあれですけど、証人は証言の前に、私は。まあ自分の言葉で言うたら、うそは申しませんいう証言、あれをして、宣言をして証言をしちょうわけよね。そうなつたらよ、これ民間人や

つたらぜ、すまざったねで済むことがよ、公的な立場の人間がどうなるか。宣誓と言ふがに、良心に従つて眞実を述べ、何事も隠さず、偽りを付け加えないことを誓いますということで署名して、ちゃんと判を押してやつちよる。

(議長から「明神さん、あと1分です」との発言あり)

はい。証言です。そういうあれもありました。

けんど自分ら、今のとこそんなあればする考えは持つてないのですが。

そしたらね、ほいたら自分最後にもう1点。

町長。自分らはあくまでも被告なにがしという文言が、まあいうたら永久に残るきと。けんど、自分らは裁判には勝つちようという思いで町長に。

(議長から「終わりましたよ」との発言あり)

自分、5人にね謝罪文を出してもらおうという考え方を持っておつたがですが、そのことをお聞きします。

議長(山本久夫君)

町長。

町長(大西勝也君)

まず、裁判という行為を最終決定したのは私でございますから、前回の臨時議会での謝罪が足りないということでございましたら、当事者である5名の皆さんに謝罪を申し上げるべきだと考えております。

(明神議員から「はい、終わります」との発言あり)

議長(山本久夫君)

これで明神照男君の一般質問を終わります。

この際、11時35分まで休憩します。

休憩 11時 17分

再開 11時 35分

議長(山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。

明神照男君から早退の届け出が提出されましたので、報告致します。

これで諸般の報告を終わります。

一般質問を続けます。

次の質問者、池内弘道君。

13番(池内弘道君)

それでは、一般質問をさせていただきます。

今まで一般質問した各議員さんの答弁の中で繰り返し答弁いただきましたが、重複した質問になりますが避難道の件について、住民が心配している事項でありますので、再度お聞きしたいと思います。

通告書に基づいて質問します。

それでは、大方地域では、今、避難道として都市整備環境事業で6路線。このうちへの4メーター以上の避難道路の計画が6月議会で議決されております。これは町長の答弁にもありましたように、一定のルールの下に、車での避難を想定した道幅の広い道路の整備であります。

で、大方の方は国道56号の改良に伴い、この路線が整備されるようになってますが、佐賀地域の方ではこのような広い避難道の新路線、基幹路線の整備があるかどうかの検討をされているかを質問します。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、池内議員の1番、佐賀地域の避難道計画についてのご質問にお答え致します。

初めに、議員ご質問のとおり6月補正におきまして、大方地域の避難路として都市防災総合推進事業により6路線の測量設計委託が予算化されました。現在、早咲地区の避難路、町道田端線、町道入小前線の3路線の測量設計を発注しております、順次、事業を進めているところでございます。

佐賀地域の幅員4メートル以上の避難路計画についてお答え致します。

現在、佐賀地域の中心市街地につきましては、漁業集落環境整備事業および都市防災総合推進事業にて、各集落の背後地へ避難路の計画を行っています。漁業集落環境整備事業においては、これまで災害時の避難経路となります幅員4メートル以上の集落道を5路線。主に、浜町、会所地区になりますが、延長にして491メートルの整備を行ってまいりました。

計画しております、明神、会所地区の集落道の残り2路線、延長100メートルにつきましても、平成26年度までに整備を予定しております。

当事業では防災安全施設としまして、避難路、避難広場、避難誘導灯を計画しております。避難広場につきましては4カ所ございまして、1つ目に、会所地区の背後地にあります城山。それから、旧佐賀保育所の裏山。それから3つ目に、町分の駐車場の裏山になります。それから4つ目に、横浜地区に1つ計画をしております。

避難路につきましては、避難広場へ直結します避難路を含めて5路線あります。幅員の方は1.75メートルから4メートルで計画をしております。うち、2路線につきましては、測量設計も終わりまして、一部工事を発注している状況です。残り3路線につきましても順次計画を進めて、平成26年度までに整備を行いたいと考えております。

また、都市防災総合推進事業においては、会所地区の野田の坂から東公園へ通じる、幅員まあ6メーター程度の避難路をですね、平成25年度から計画しております、現在、事前調査等を行っているところでございます。

なお、旧佐賀保育所裏山への避難路につきましては、昼間ですと保育所、小学校、中学校の児童生徒をはじめ、近隣のですね住民の方々が集中的に避難されることが予想されますので、今後、児童生徒が安全で安心して避難できる新たな避難ルートについても検討が必要と考えています。

避難路の整備につきましては、先の地域担当制によります防災地区別懇談会でも、多くの方々より早期完成の要望が多数ありました。今後も本町の防災思想の下、住民の命を守ることを最優先として、緊急防災・減災事業での避難路整備や避難訓練と併せて、効果的かつ早急に取り組んでまいりたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

議長（山本久夫君）

池内君。

13番（池内弘道君）

詳しい説明ありがとうございました。佐賀地域においては、よく分かりました。

ここで先ほども言いましたが、各議員さんの答弁の中で、町長の答弁の中で時たま出てきました、全国防災津波避難道路整備の補助の整備ですか、この法整備について話がちょくちょく出てましたが。

これについてちょっと詳しく住民の方も知りたいと思いますので、まだ法整備に向けて検討している県と一

緒に国の担当者と事務レベルで話し合ってることが出でていましたが、構わなければ再度の質問になりますが、詳しくそのあたりをもう一度お願ひします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

現在、黒潮町が国に行っております要望内容、全国防災への予算の確保と併せて、新メニューの追加について若干説明をさせていただきます。

これまで全国防災の資金につきましては、前段の議員さんからのご質問にお答えしたところでございます。復興特会にございます 19 兆円のうちの約 1 兆円、これが全国防災として全国の市町村ならびに都道府県の防災対策に充てられてるということでございます。

まず、喫緊の課題として要望しておりますのは、もう既にこの全国防災の資金が枯渇しかけておりまして、まずは円滑な防災対策が進められるように、この事業、あるいは予算の継続確保を最大の要望として挙げているところでございます。

それから、もう 1 点。黒潮町が想定しております幹線避難道路という位置付けで、一部、車両避難も想定した構造の道路ということでございます。こちらにつきましては、これまで申し上げてまいりました車両避難に使用する社会インフラの課題。これを解決するための構造を取りますと、相当の総工費が膨れ上がってくることが予想されます。試算をしますと、1 路線でもやっぱり 10 億を超えるような、そういう試算になってございます。当然、現在のスキームでこれを整備するとなると、黒潮町としましては、単独路線にこれだけの多額の費用を投じるというのは現実的ではないことから、新たなメニューを作っていただき、これが少しでも前進するような、そういう要望を挙げているところでございます。

それからまた、それを具体的に進めていくスキームの、そのスキームを担保する資金でございますけれども。これも重複する答弁になりますが、3 つあろうかと思っております。

まず 1 つ目は、これまで強く訴えております緊急防災・減災事業債、いわゆる国がしっかりと予算確保をしていただくこと。まず、これが第 1 点でございます。

そして次が、県にしっかりと防災予算が下りてくること。このために、全国防災のスキームの中に津波避難路の新設メニューを加えていただき、新たな資金を県に投下していただく。これが必要であると思っております。それをもって、黒潮町をはじめとする、特に 34 市町村の中でも沿岸市町村 19 市町村の津波対策の促進が図られると、そのように考えるところでございます。

そして、もう 1 点は、言うまでもなく町の一財の確保でございます。こちらにつきましても重複答弁になりますが、先般、議会からいただきました交付税措置。こういったことは、しっかりと訴えていかなければなりませんと思っております。

また、この幹線避難道の整備について、具体的なスキームをこれから詰めていかなければならないわけでございますけれども、なかなか黒潮町単独での要望では中央での発言力も弱いことから、現在、全国の同じような課題を抱えた、そういう市町村と連携を取りながら要望を挙げていく。そういう手立てを整えているところでございます。

これが通りますと、先ほど申し上げました、あの資金面。こちらについての 2 番目、県への資金投下がある一定確保できる。現在、ご承知のとおり、県は積極的な防災予算を計上し、なおかつ市町村負担をできるだけ減らすようなスキーム、いわゆる緊急防災・減災事業債、併せて津波避難等加速化臨時交付金、こういったスキームは平成 25 年で残念ながら終了すると、こういった予定になってございます。

しかしながら、25年ですべてを、黒潮町を考えたときに、黒潮町のすべての防災施策を25年までに完了するというのは到底不可能でございますから、ここにつきましては新たなスキームと、そして新たな財源をしっかりと確保していかなければならぬ。全国防災に津波避難路の新設メニューがもしも載せていただくことができるなら、それ相当の新たな財源が県に下りてくると、そういったことになろうかと思っております。私ども市町村は、その財源を最大限市町村に配分いただき、それをもって幹線避難道のような工費の膨大な事業を進ちょくしていきたいと、そのように考えているところでございます。

まだ詰めの段階でございまして、また、なおかつ国政が大変不安定なこと、また、政局の日程が決まってないことから、まだまだ不透明なところでございます。これから、しっかりと情報収集をしながら、事務レベルで詰めれるところをしっかりと詰めていくと、こういったことになってございます。

議長（山本久夫君）

池内君。

13番（池内弘道君）

十分な説明ありがとうございました。

住民の方もこれを聞いて、安心して避難できると考えております。

今はハード面のことを聞かしてもらいました。十分に補助が下りれば、ハード面に対しては数々の対策が打っていけるということだと思います。

で、ソフト面にかんしてですが。黒潮町、町長の発言にもありますが、避難放棄者ゼロの町にするということもあります。また、それは避難道が整備されて、逃げる道もある、避難場所もあるというような形になると想いますが。

今日の答弁にもあったように、明日来るかもしれない地震、津波に対してどのように、避難をあきらめない住民に対する意識を持たすのかということを、具体的というか、まあ町長の考え方。明日、もし来たならばどのような、住民に来るということを住民に強い意識を持たすのか。

そのへんを答弁お願いできますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、避難放棄者を絶対に出さない。あの3月31日に示された数字があまりにも衝撃的であったため、直後から多くのあきらめの声を住民の皆さんからいただきました。まず、私どもは、これが喫緊の課題であるととらえて、避難放棄者を絶対に出さない、そういういたまちづくりをしなければならないと考えております。

これに対しましてはしっかりと、逃げられるという意識を持っていただける。そういういたインフラ整備も重要でございますが、言うまでもないことでございます。ソフトが大変重要なと/orます。

今回、進めさせていただいております、防災のための地域担当制。こちらの方で、できる限りのソフト的な情報を提供させていただきながら、地域でしっかりと機能する津波避難計画を立てていかなければならぬと思っております。特に、本来ございましたら地域担当制を敷いた直後からソフトにも取り組むべきことでございますけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたように、このハード整備の期限が切られていることから、まずは喫緊の課題として、避難場所ならびに避難道路、いわゆる避難空間の充実拡充を指示し、その作業を行ってきたところでございます。それが大体まとまりつつございまして、今後精査し、その作業が終了した後には、今度は主に地域の担当制の中で、しっかりと地域の皆さんの命が守られる。そういういた避難計画を組んでいく。

そして、最も重要なのは、やはり今回の想定ももちろんございますけれども、この地震、津波を正しく知るということが大変重要かと思っております。中には、住民の皆さんとお話ししさしていただく中では、大きな誤解をお持ちの方もおられますので、そのへんをしっかりと正しい情報を提供させていただいて、住民の皆さんと、必ず助かるという意思統一を図っていかなければならぬと思っております。

議長（山本久夫君）

池内君。

13番（池内弘道君）

ありがとうございます。

やはり住民との意思疎通。やはり行政の方も、避難の強い意志。住民の方も強い意志を持って、同じような行動を取らなければ避難放棄者ゼロの目標には達せないと思います。

十分に、やはり地域担当制もありますが、住民の方々と意思疎通を図って。やはりそのいろんな問題も出てくると思います。どうしてもあきらめる人も出てくると思います。そこをどういうふうに説得し、避難をしていくかが、今からの行政の課題だと思っております。

昨日も敬老会がありました。そこに参加して、ちょっとこういう話も聞きましたが。避難道が崩れりやせんろか、逃げよっても、この避難道がつぶれたらどうしたらええろうか、というような不安がございます。それはハード面で、先ほども言いましたが整備できますが。町長が言うように、明日来るかもしれない地震に対しての心構えをやはりもっと強く住民の方に訴えていって行動をさしていただきたいと思いますので、今まで以上に、やはり行政としても住民とかかわり合って、一人の避難放棄者も出さないような取り組みを、ぜひとも全町挙げてやっていっていただきたいと思います。

最後になりますが、もう一度。町長、強い意志を持って、町民の方にその投げ掛けをお願いできますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

5月10日に防災の基本的な考え方を示さしていただいた以降、避難放棄者を絶対に出さない。そして、犠牲者ゼロのまちづくりを目指すという意思が、全く変わっているものではございません。とにかく全員で助かるということ、これがまず第一でございます。

そして、さまざまな機会に申し上げさせていただいていることでございますけれども。これは行政が主体となってやることを住民が補完するのではなく、また、住民が主体となってやることを行政が補完するものではないと思っております。住民と行政が一体となってやらなければならない。そのためには、しっかりと情報共有が必要であろうかと思っております。

そして、もう1つ強く訴えたいのは、当たり前に助かる命があるわけでございます。避難さえしていただければ助かる命は必ずございます。そういう方には、ごくごく当たり前に助かっていただく。そして、そうではない地域特性を持った所。そういう所に、行政がしっかりととこ入れをしていく。これからは、そういう方向にかじを切りたいと思っております。

ぜひ、住民の皆さんのご協力をお願いする次第でございます。

議長（山本久夫君）

池内君。

13番（池内弘道君）

その言葉を待ちよりました。ありがとうございます。

これで質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで池内弘道君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休憩 11時53分

再開 13時30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、山崎正男君。

8番（山崎正男君）

通告に基づきまして質問させていただきます。

大体、私は直球で質問しますので、それを踏まえて、1つ言えれば、10答えるぐらいの答えをお願い致します。

まず、第1に、地震、津波対策についてということで通告にありますように、地震や津波の心配は果てしなくございますが、黒潮町の地震、津波対策について、避難道、タワー建設、用地交渉、避難場所等について、町の方針をお聞きします。

具体的には次のようなことでございますが、まず1点目の、地震、津波が起きた場合に、避難道の在り方について問います。

まず、黒潮町で倒壊等で障害となる構造物や危険物対策はどうするのか、避難道に避難時間内にどれだけの人数を誘導できるのか、避難行動の方法やルートづくりが必要ではないか、既設の避難道は安心できるのか、不備な点はどう改良修復していくのか、ということでお聞き致します。

これはですね、まあ今だんだんと避難道の整備も図られております。それから、啓発事項もいろいろと、ソフト対策もやられておりますが、私はこの避難道の目的についてお聞きしたいと思っております。

まず、通告に基づきまして回答をお願い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の一般質問に対して、1番目、地震、津波対策について、通告書に基づいてお答え致します。

まず、1番目の、地震、津波が起きた場合に避難道の在り方についてお答えいたします。

この幾つかある質問の中で1点目として、倒壊等で障害となる構造物や危険物対策はどうするかというご質問でございますが。6月から8月にかけて実施してまいりました避難路の再点検の中でも、倒壊の危険性があるブロック塀等の指摘があり、今年度中に仮称でございますけれど、黒潮町ブロック塀等対策推進補助金交付要綱を制定して、住民の方々に周知するとともに、関係者の方々のご協力を賜る中で、一つ一つ解決を目指したいと思っております。

2点目に、避難道に避難時間内にどれだけの人数を誘導できるのか、避難行動の方法やルートづくりが必要ではないかというご質問でございますが。避難誘導のサイン整備等は積極的に推進しますが、避難行動につきましては、基本的に率先避難を目指した避難訓練を実施していかなければならないと思います。徳島県の例では、マイ避難路という取り組みもございますが、一人一人が自分の避難コースと方法をあらかじめ決めておき、率先して逃げるような訓練を地域の皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと思います。

それから、既設の避難道は安心できるのか、不備な点をどう改良修復していくかというご質問ですが。防災

地域担当職員が自主防災組織や消防団の方々と6月から8月にかけて町内の避難路や避難場所を再点検しましたところ、避難路で299カ所、避難広場で168カ所、計467カ所の要望が抽出されてまいりました。このうち、403カ所は新規事業として挙がってきたものです。これらにつきましては、緊急度などを判断しながら優先順位を定め、順次整備を進めてまいります。

議員が、ご質問の冒頭で述べられましたように、地震や津波対策の心配は果てしなくあります。町財政とマンパワーの限界もございますが、住民の命を守る施策に知恵と努力は惜しまず、精いっぱい取り組んでまいります。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ありがとうございます。一生懸命取り組んでいただいておりますが。

私のその質問の、まあ、もうちょっと詰めたところではですね、この住民が避難するときに自分の逃げる場所を、それぞれ個人で自分の頭の中で考えていられると思いますけど、一斉に行動したときに、例えば今、予定されております避難場所とか避難道。ここにどれだけの人数が集まるのか、どれだけの人間が逃げていくのか。それから、最終的に避難場所にどれだけ収容ができるのか。こちらあたりのですね、執行部の考えられてる人間のその集まる人数。こういうことまで観点に入れて、避難場所とか避難道を整備していただけるのかということで質問をしております。

できたらですね、有事のときに慌てて、皆さんがてんてばらばらに詰め掛けたところ、山道へ上がる避難道のどこで大勢が詰まってしまって、わいわいになりまして、そこで無駄な時間を過ごすことのないように。できれば人間の行動学といいますか、そういうことまで踏まえてですね。ここの地域はこれだけの人数が集まるであろう、ここの場所にはこれだけ逃げれるだろうという推計は立てておいていただきたいと思って、このような質問をしております。

で、避難ルートというのは、メインとしてはこの道を通っていただく。てんてに逃げる場合は、その限りではございませんけれど、大体この集落だったら、ここへ逃げていただけるというようなルートづくり。人を守る、住民を守る人数。こういうものを把握しておくのが大事ではないかと思います。

それからですね、現在のできた避難道。こういうものも、この間、私たちとまあ回ってみましたけれど。極論というか、まあ端的に言えば、南郷小学校の裏の階段、この避難道ですね。これは確かに一直線で上がっておりますけれど、階段の構造。これでですね、右足ばかり使うような上がり方になったり、なかなかこう難しいなと思ったがです。右足、左足、それぞれ使いやすい勝手でいくと、おんなじ、何言いますが、足を使わないかんというような心配がございました。で、要するに階段の幅と広さをどのようにするかというようなことがございます。

それから、その南郷の小学校のところは早くもですね、新設したにもかかわらず、ひび割れがしておる。こういう工事のずさんなといいますか、こういう問題はどうのように考えておるでしょうか。

それから、何言いますかね、滑りやすい急傾斜の場所へコンクリートで打ちつけてある場合でも、これではちょっと雨でも降ったら、ちょっとコケでも生えたというようなときには滑りやすいなというような状況のところもございます。こういう場合は直ちにですね、改修なり、修復なりしていただけるものでしょうか。まあ、考え方ですが、すべてに避難道を造らないけません、町は。でも、せっかく造ったものは、少しの手間を掛けるなら、この際、直しておこうという考えがあるでしょうか。

それから、南郷にもう一回戻りますけれど。南郷の避難道の一番下。校舎との間がですね、土でまだ残つちようわけです。こういう所はちょっとした予算化でコンクリートからコンクリートへと上つていけるがじやないろかと思いますが、いかがでしょうか。南郷小学校の裏道についてはですね、残念ながら外から入ってきたときに、裏に何か倉庫みたいなががありまして、東の方から裏へ入つていつたときに、あ、行き止まりだというようなこともございます。

それから、表から小学校の児童生徒だけじゃなしに、表から大人が逃げる場合に、今言う避難場所の位置付け。ここから通つたら避難場所へすぐ行けますよという、先ほど言いよつたサインといいますか、そういうものも必要ではないかなと感じました。

まあ、考え方として全体的に避難道を整備する場合に、やってみないと分からぬというところもございます。だから、やつた後でプラスアルファの考えを取り入れていくということをお願いしたいと思います。

一度、回答をお願いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答え致したいと思います。

かなり具体的なご質問だったとも思うんですけれど。まず、各避難所への避難の住民の行動とか、それから避難場所への避難する方の推計とかについてはですね、今後の訓練とかを通じて、あるいは避難広場の整備を通じてですね、しっかりと進めてまいりたいと思います。

それから、南郷小学校の避難路の件ですけれど。この件にかんしましてはですね、幾つかご指摘いただきましたけれど、直ちに改修しなければいけない所があるのかないのか、私どもではまだ直ちに改修という状況にはですね、なってないという認識しております。なお、現場をですね担当の方で照査してみたいと思います。

入り口の進入路の件ですけれど、これは確か、町の振興計画の審議会の中の委員さんからも同様のご指摘がございました。それで、まあ多分、学校側からじゃなくて、外から住民がその避難路に入る場合にですね、少し便利が悪いんじゃないかというご指摘やったと思うんですけれど。その進入路について、民間の用地、土地、家とかの問題もあるうかと思いますけれど。議員おっしゃるとおり、学校だけじゃなくて地域も方もですね、やはり避難しやすい環境をつくっていくのはやっぱり当然だと思いますので、それにつきましても、そういうふうな進入ルートはですね確保できないか検討してみたいと思います。

それから整備後の、さらに改良の件ですけれど。ご質問にはなかつたんですけど、例えば南郷小学校の場合、確かに夜間の誘導灯が整備されてない関係もございます。そういう面につきましてもですね、事後であれ、やはり避難をする環境を整備する事業については引き続き検討して、可能な限り実施していきたいと思っております。

以上です。

（山崎議員から「課長、その人数の振り分けの問題は、避難路の」との発言あり）

（議長から「今、答えましたよ」との発言あり）

避難場所の収容人数のことでございますけれど。例えば避難タワーであつたら、高知県の場合、今まで1平方メートル2名というような基準がございました。避難広場については、もう少し広く要るんじゃないかと思うんですけれど。これは今後、町がこれから整備する避難路の広さ、それから地域の、それから避難する場所の住民一人一人のどこに避難するかの調査とか現実をまだ把握していかなければならないと思います。

で、地域で、先ほど申しましたけれど、訓練を繰り返す中で、地域の住民の方と一緒にですね、そのへんを

確認していきたいと思います。もちろん住民の方がですね、避難、安心してできるようなところまで、避難、広場についても整備していくつもりです。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ、いろいろとその我々の心配するところをですね、ぜひご検討いただきたい。

それでですね、もう1点その。避難というか、住民が地震があつて逃げる場合の、その避難路をふさぐ、倒壊の恐れのあるもの。これの対策でございますが。

例えば、町の方はコンクリートブロックについては、老朽化されたものは取り壊しをしていただいて、20万でしたかね、程度の補助を支払うと。で、垣根に変えていただくというような、いろんな方策を考えていただいておりますが。現実に、町の方が各集落、逃げると思われる道沿いのその倒壊の恐れ。それから、人が逃げる方策を、防ぐような方策を、邪魔するような、そういうものがどれだけあるか調べておるでしょうか。

私はですね、例えば公道に面した、そのブロック塀とか塀類、倒壊の恐れのあるようなものは、補助金だけの問題じゃなしですね、町が率先して、ここを避難道と。メインの避難道等についてはですね、町が町費で取り壊す。住民の、地権者の承諾があれば町が取り除かしていただいて、安全なルートづくり。こういうのを考えるがも一手ではないかと考えます。これは、あくまで私の私見ですので、町にぜひそういうことも検討していただきたいと思うわけです。

普通、道を造る場合には、町が用地も買うて、すべて安心、安全の道造りということでございます。今は防災の関係で、その避難道。これは地震が起きても安全じゃというような道造りに仕立てていくことも大事かと考えますので、ひとつよろしくお願ひします。

電柱、それからカーブミラー、それから老朽化した家。こういうこともありますね、なかなか大変なことです。それから小さな路地、こちらもどういうふうにして考えていくのか。危険な倒壊の恐れのあるものを一度調査していただいてですね、住民とそこらあたりもよく検討、協議されて、より良い道造りを造っていただきたいと思います。

いかがですか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の3回目のご質問にお答えしたいと思います。

まず、避難路に面した危険個所の調査ができるおむねでございますけれど、これはおおむねであります。と申しますのは、6月から8月にかけて防災の地域担当職員、それから地域の自主防の方、そして消防団の方と、避難路、避難広場の、避難所の確認をしていただきましたけれど、その際に、地域の図面上にですね、今、山崎議員がご指摘のあった、例えばこの塀が危ないとか、この橋が危ないとか、そういう所をすべてチェックしていただいております。

従いまして、地域の方も入る中で、危険個所についておおむね把握しております。その部分につきまして、相当数ございます。恐らく100は超してきますので、相当の事業費が伴うことは想定されておりまして。現在のところ、そのすべてに対応するような事業というのは、なかなか現実的にまだ固まってないんですけど。例えば、ブロック塀については今まで説明しましたように、事業を年度内だったら新規1つ作りまして

対応していくと。それから、空き家の危ない部分ですね。それはまたまちづくり課の方で、別途、事業化をしております。

そういうふうな現実の対応策をですね、これから国の制度、それから県の制度。あるいは場合によっては、町の予算内での対策も含めて、一つ一つ具体化するようなですね検討はしてまいりたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ぜひですね、安全な避難道。それから、住民を安全に避難させるという観点で、十二分な検討をお願い致します。

私は住民の命を守る、この観点についてですね、やっぱりこれは行政の執行する予算。もちろん、その事業。これと、それから住民のですね大きな契約。こういうことが根本にあると思います。住民と町との契約によって命が守られてるんだと。住民は町を信頼し、町はしっかりと前向きにやっていくと、こういうことが大事やと思います。これはまあ、この質問はこれで置きますが。

2番ですが、タワー建設の場所や収容規模をどのように考えるのか、地元と協議は進んでいるのか、財政対策上の補助期限はないのか。まあ、こういう観点で質問させてもらっていますが。だんだんにですね、執行部からの説明もありまして、町も一生懸命取り組んでおるということも分かります。ただですね、この地元との協議がどの程度までもう終わっているのであろうかということでございますが。これからも地域支援のその担当者、こういう方もおりますので、また深い話に入っていけると思いますが。

このタワーの問題につきましてはですね、一挙にどのぐらいの高さまでのタワーにするのか、どれぐらいの強度にするのか。それから、どれぐらいの人を対象に、どのような人を対象に、どれぐらいの人数を逃げれるようになりますか。こういうところが妙に不安に感じております。今、万行に1個、避難タワーが現実にござります。このタワーもですね、考え方によっては、現在のタワー、プラスアルファ、これを次の高さへのステップアップということにすればですね、このタワーもまた生きてくるかと思います。新しい考え方で、より安全なタワー造り。これは大事なことだと思いますので、ここも踏まえて検討していただきたいと思いますし。

それからですね、ひとつ行政の方から、例えば土地の構造上、ここは液状化の危険がある、ここはがけ崩れの危険がある、こういうような行政で持ってる資料といいますか、そういうものがある場合はですね、いかに地元がこうやってほしいといえども、十二分に町の考えも出していいですね、双方が納得できるような考えを持たないと、一方的な、住民側に立ち過ぎてもいかん、行政側に立ち過ぎてもいかん。ここの調整をよく協議していただきたいと思います。あらかじめ、危険な場所に危険なものを建てることはできませんし、そういうことはまたできないと思います。ただ、住民の意向は安全に。例えば高齢者、子ども、それから寝たきり。こういうような不自由な方々を、どう山まで行かずに逃がすかということが前提になろうかと思いますので、タワー建設につきましては、十二分に検討をしながらやっていただきたい。

目標は、どれだけの人間をどれだけ逃がすかというところにあると思いますので、そこらあたりよろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の2番目の質問でございますけれど、タワー建設は場所や収容規模をどのように考えるのか、

地元との協議は進んでいるのか、というような質問にお答えしたいと思います。

避難タワーにつきましては、これまで防災地域担当職員の調査の中で、7つの地域から要望が出されています。それぞれの地域へはですね、9月議会終了後に日程の調整を図り、協議に入ります。現在、黒潮町では5カ所の避難タワーを計画していますので、地形の状況や津波浸水深の想定を参考に町で優先順位を定め、整備することになります。

タワーの収容規模は、これまでの高知県の基準では1平方メートル当たり2名でしたが、近く、今月中でございますけれど、避難タワーの整備基準が高知県から示されることになっています。その基準に沿った設計を地元と協議する中で実施することになります。財源は、緊急防災・減災事業債を見込んでいますが、緊急防災・減災事業債は平成25年度で終了しますので、遅くとも平成25年度中には、計画しているタワーの完成を目指すところでございます。

そうですね。あと、タワーの高さ、強度、対象の人ですけれど。基本的にタワーというのはですね、タワーの避難する前に、基本的には高台への避難を町は優先させております。そして、高台の避難へは時間的に、あるいは何かのトラブルで行けない場合にタワーを利用するというのが基本でございまして、そういうふうなところで地域と話しながらですね、そういう方はどれくらいおるか、その規模については今後検討してまいりたいと思います。

高さ、強度につきましては、先ほど申しましたように、県の基準に沿った設計を進めてまいります。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

このタワーにつきましてはですね、まあ以前も質問もしましたけれど、その単なるタワーなのか。今言う、その風、雨、こういう寒さ、暑さ、こういうものにも対応できるような、まあ備品を備えるか、あらかじめ屋根付きにするとか、壁を作るとかいうようなことも考えられますが。

このタワーの考え方、在り方、これはどういう方向性を持っておりますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えします。

タワーの構造でございますけれど、確かに地震がですね、夏に起こるのか、冬に起こるのか分かりません。冬でありますから、一定の寒さ対策。そして、夏であつたら強い日差しへの対策。そういうものはタワーの設計の中で十分検討してまいりたいと思います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

そしたら、次へいきます。

津波、地震対策として、避難場所や避難道の用地交渉における地権者に謝金が必要ではないかということをございます。

これはですね、まあ、山に沿って避難道を新しく造る。そういうようなケース。それから、避難場所を設定するというようなときに、どうしても山の持ち主、地権者等に対してですね、用地買収、それから補償金、こ

ういうものが出てくるわけですけれど。その何筆かあるような所を買うとか、小さな面積を買うとかいうような場合ですね、今、用地単価は知れたものでございます。こういう場合、せっかく町がやる。それから、町にも協力したいというけれども、長年培ってきた祖先からの持ち物をですね町に譲る場合に、町の方針からすれば、ああ、気安く提供していただいたらありがたいと思うのは当然でございます。

ただ、地権者にしてみれば、長年の思いがございますので、せっかく協力していただける人の場合に、この用地の代金とかとは別にですね、町がこの際、素晴らしい避難道をつけていくんだから、もうこの際、地権者には、それ相当の謝金も払うということの考えはないでしょうか。

1回お聞きします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の3番目のご質問でございます。

津波、地震対策として、避難場所や避難道の用地交渉における地権者に謝金が必要ではないかというご質問にお答え致します。

通常の道幅が狭い避難道につきましては、これまでも基本的に地権者からの無償貸与でご協力をいたしました。これは、県的に多くの自治体で共通した状況ではないかと認識しています。

これまでご協力をいただきました地権者の方々も、恐らく、地域住民の命を守る避難路の整備であるならばとの思いで、温かいご支援を賜ってきたものと思っています。基本的には、今後もこれまでと同様のお願いをしてまいりたいと思っています。しかしながら、議員もおしゃったように、今後はこれまでとは比較にならないほどの規模で避難路や避難広場の整備を進めていかなければなりません。今後の事業によっては、一人の方に相当な土地資産のご提供をお願いしなければならないことも想定されますので、地権者の方への対応につきましても一定の基準が必要になってくるのではないかと考えており、この点につきましては、今後検討をしてまいりたいと考えております。（後段（6日目冒頭）で情報防災課長から補足説明あり）

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

やはり重要な路線を選定して造っていこうという場合には、今、課長の言われたように、やはり検討していくことが大事ではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

これがなされないとですね、あえて町がここをルートにと考えておりましても、また別のルートを考えないかんというようなこともあり得るかと思いますので、スムーズな避難道ができますように祈っております。

続きまして4番ですが、仮設予定地や主要な避難場所に、あらかじめ浄化槽を設置すべきではないかという考え方のものでございますが。

これはですね、浄化槽というて、まあ言い切っておりますけれど。今、その防災予算は、全国、高知県でも、それぞれ予算が足らないというような状況にまでなっております。できればですね、ここを、その25年度までの予算配分のあり得るうちに、できるだけの予算を前倒しで使うというような観点から、私はこのようなことを申しております。浄化槽なんかも一夜にしてですね、被災があってから、避難場所をここでつくり直すというようなときに、浄化槽なんかはまた買ってきて、すぐ補助金があつてというような状況にはならないと思います。

それから、こういうのをあらかじめ、無駄かも分かりません。あらかじめ設置することが荒っぽいかも分かりませんけれど、一つの方策として、こういうことも考えるべきではないかと思います。浄化槽だけじゃなしにですね、今このせっかくの大規模な防災予算がございますので、これは黒潮町の雇用対策。こういうことも踏まえましてですね、その避難場所に小規模避難小屋。小屋という名前がええかどうか分かりませんけれど、こういうものも雨天対策として設ける。そうすることによって、小規模の建設業。今、この地域で仕事がないと言われておられるような大工さん、左官さん。こういう方にもですね配慮した予算の執行の仕方。こういうことも、ぜひ考慮していただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の4番目のご質問、仮設予定地や主要な避難場所に、あらかじめ浄化槽を設置すべきではないかとのご質問にお答え致します。

先ほど、要望に上がっています、避難路および避難広場の数を申し上げましたが、その整備だけで相当な事業費となります。まずは、命を守るための避難空間を確保するための事業を優先させなければなりません。仮設予定地や主要な避難場所への浄化槽の設置につきましては、その必要性はあると認識しておりますが、ご存じのとおり、浄化槽の整備には相当の経費が必要です。優先順位から考えますと、今すぐに整備する計画はございません。

それから、避難小屋の件ですけれど。これは備蓄倉庫の方を優先して実施する予定です。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ、課長の考え方と、私の考え方がまだちょっとずれておるかも分かりませんけれど、私はその予算の前倒し。それで将来必要であろう、その浄化槽、それから避難小屋。こういうものを前もって設置していただきたい。

それから、この地域の活性化といいますか、雇用対策といいますか。今、疲弊しているこの黒潮町の、地域住民の働く場所を、この逆転の発想ですね、何とか考えていく方法を模索すべきではないかということでございます。

で、浄化槽についても、すべてのどこにこれを設けておったら、どれだけ金が要るか分かりません。でも、仮設を予定しているとか、大きな避難広場とか、まあ町内何カ所かにこういうことも考えていく必要があるのではないか。このように考えておりますので、もう一度、考え方の違いがあるかも分かりませんけど、課長、よろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

じゃあ、山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

発想そのものは、私の方と山崎議員の発想はずれてないと思います。こういう日本一の津波の危ない数値を示された地域として、逆転の発想でやっていくということは、町長も含めて共通してるんじゃないかなと思って

おります。

地域への雇用の場のことですけれど。先ほど申しました備蓄倉庫なんかにつきましても、そういうような方向で事業を進めていくように検討していきたいと思っております。

それから、拠点施設へのそういう避難する施設ですね。これも当然、今後検討していくかなければなりません。

ただ、予算の前倒しですけれど、黒潮町としては相当前倒しをしながらですね、今、事業を進めてる状況ではないかと思います。午前中、町長の答弁からもございましたように、国の予算そのものが枯渇してきておるので、そこをまず補強するような見通しができればですね、さらなる前倒し。そういうものも、当然、町としては検討していくべきだと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ、認識がだいぶ近づいてきたようですので、この点は考慮して、まあよろしくお願ひしますという言葉に代えさせていただきます。

続きまして、環境対策についてお聞きします。

町は、環境対策の一環と町内の河川や海の汚染防止や美化対策について、どのように取り組んでいるのか。

合併浄化槽の普及計画、河川や海岸の美化計画、水質検査について、現状や今後の対策をお聞きします。

具体的には次のようなことでございますが。

1番目ですね、集落排水や合併浄化槽の設置状況についてお聞きします。

くみ取り槽や単独槽の改善策をどのように進めるか。衛生車両の入る道の拡幅、設置余裕のない敷地への対策や、現状の黒潮町のし尿処理場の規模や地震等の安全対策は十分であるか。こういうことでお聞き致します。

まずは答えをお願いします。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは私の方から、2番、環境対策についてのカッコ1番についてお答えを致します。

まず、くみ取り槽や単独槽の改善策をどう進めるかについてご答弁致します。

本町では平成21年度までは、生活排水処理計画につきましては、農漁集等の集合処理施設、および合併浄化槽の排水処理計画を進めておりましたが、集合型施設につきましては、進展する高齢化などにより、現在課題となっております加入者が増えない状況もあることから、運営がなかなか困難であると予想されますので、平成22年度、新たな黒潮町生活排水処理構造を策定し、今後は合併浄化槽の推進を図ることとし、平成22年度から平成26年度までに事業費約7,200万円、設置基数190基の整備を計画しております。

平成23年度末で75基整備しており、これまでの設置基数でございますが、これは高知県環境研究センターの調査を基にしておりますけれども、合併浄化槽1,030基、単独浄化槽315基、合わせて1,345基となりまして、普及率は23.5パーセントとなっております。今後も基本構想に基づき、鋭意、整備推進を進めてまいりたいと思っております。

次に、衛生車両の入る道の拡幅、設置余裕のない敷地への対策や、現状のし尿処理場の規模や地震等の安全対策は十分かとのご質問でございますが。衛生車両のくみ取りにかんしましては、便槽から80メートル程度までは吸引できますが、それ以上離れると困難になります。

現在、町が把握している衛生車両の乗り入れ困難、またはホース対応ができない家屋は約9軒ほどつかんでおりますが。私道である場合が多いことや、隣接地の方からの土地の提供が必要ということもあります。改善されていないのが現状でもあります。今後も地権者の方にもご協力をいただき、整備を進めていく必要があると考えております。

また、設置余裕のない敷地につきましては、現在、コンパクト型の浄化槽も開発されており、一部家屋の改造は必要にならうかと思いますけれども、用途に合わせた浄化槽が現在設置できるようになっておりますので、そのような方法も考えていきたいと思っております。

次に、衛生センターの処理能力でございますが、平成20年度に生活排水処理基本計画を策定しまして、平成34年度までの長期計画目標を立て、現在の施設の処理能力は1日に40キロリッターになっております。日常運転が40キロリッターとなっております。現在の平均処理量は30キロリッターから32キロリッターとなっていますので、十分対応できてるんではないかと思っております。なお、施設の耐震化の問題ですが、平成20年度に増設する際、旧施設の構造計算書を確認してもらい、耐震性能があることの回答を得ております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ありがとうございます。

まずですね、そのし尿処理場の方は耐震性があるという答弁でございましたが、これは次の南海大震災、それから東南海の地震に対応できるという考え方でよろしいですか。

それからですね、その合併浄化槽を推進するのに、1,000何基もうやっておるというようなこともありました。ただ、将来目標としてですね、町がいつまでに、どれくらいを進めていくかとするのか。今言う、そのくみ取り式と単独槽、それから現状の合併槽、いろいろございます。で、そのし尿処理で余儀なくされてるいう、まあ敷地の狭いとこだとか、不便なとことかいうこともございますけれど。これらの解消策をどのように図っていくのか、どのように住民にアピールしていくのか。

それから単独槽。以前は単独槽もオーケーでしたけど、平成何年でしたか法が改正になりまして、個人の義務化というような言葉で変わっておりますけれど。町は、この努力義務だけでよろしいのかどうか。町は合併槽に移行するための補助体系。それから、その関係者に対する説明、啓発、このようなことをちゃんとしていく予定があるのかどうか。

要はですね、なぜこの合併槽なんかを目標にしているのかいうたら、水質ですよ。河川の水質をいかに昔のようにきれいな川にしていくというような目標があると思うがですけれど、これらを見据えた町の積極的な取り組み。これらをお聞かせ願いたいと思います。

お願ひします。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

再質問にお答え致します。

これからのですね合併浄化槽の全体計画と、今進めていく計画でございますけれども。現在のところ26年度までの計画でございまして、以降につきましては、県、国との調整が。まあ、国の補助金も入ってまいりますので、そことの調整がございますので、できるだけもう本町につきましては合併浄化槽で進めていくというこ

とにしておりますので、設置数が増えるような努力をしてまいりたいと思います。

これからどれだけやっていけるかということはですね、ただ今、即答はですね、しかねるところでござります。

それから、浄化槽へのPRでございますけれども。これにつきましては、町の広報紙、また光ファイバーを使った告知端末等ですね、浄化槽の推進をですね啓発してですね、できるだけ補助をしてまいりたいと思います。

それから、単独槽からのですね合併浄化槽への改良でございますけれども。これらにつきましては、現在、補助はしておりません。が、単独槽からですね、合併浄化槽への切り替えがですね多くなってくると、上乗せの補助もですね考えていかなければならないと思っております。(住民課長松本輝雄君から会議第5日目、9月19日の冒頭で「単独層からから合併槽への改良については現在、上乗せ補助の補助をしている」との訂正発言あり)

議長(山本久夫君)

山崎君。

8番(山崎正男君)

この問題はですね、町が積極的な、やっぱり考え方を持たんとですね。例えば、その財政的に県が補助金を出すから、合併浄化槽何基、今年はできるという、その程度のものではないと思うがです。町が積極的に、くみ取り槽から合併槽へ、単独槽から合併槽へ、積極的に住民の方にご理解をいただいて、進めていくための方策をですね、町が考えないと、住民はね経済的な面もある。よく、合併槽にした方がええことは分かっちょう。分かっちょうけんど、経済的にもちよつと難しい。で、努力義務を課せられちよう。課せられちようけんど、町はなんちや言うてこん。踏ん切りがつかんとこがあるわけですよ。

それから、今、くみ取り槽にしてもですね、町がいい方策があるのであれば、敷地がなくてもできますよと。改造費をどれくらい出せばできますよというようなこともですねアピールしないと、町民は黙ったままになると思います。できれば積極的な対応をお願いしたいし、啓蒙(けいもう)、啓発も、分かってる資料は出していくというようなことで、町民のために。理解できる資料があれば、ぜひ出していってあげていただきたい。

もう一度、答弁お願いします。

議長(山本久夫君)

住民課長。

住民課長(松本輝雄君)

より一層の合併槽への啓発というところですけれども。相当ですね業者等もですね、合併浄化槽を考えている方なんかの情報を持っておったりしておりますので、ある一定ですね、今のところ需要と供給のバランスは取れているんじゃないかなろうかと思いますけれども、なお一層ですね、今言われた単独槽の改善等も含めてですね、先ほども申しましたけれども、整備のですね推進に向けて取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(山本久夫君)

山崎君。

8番(山崎正男君)

ぜひ前向きに、町民の心を満たすような取り組み方をお願い致します。

続きまして、河川のごみ雑草対策や海岸のごみ処理についてお聞き致します。

これは毎年起こる問題でございますが、町はどのように関係機関と連携して、どう解決していくのかお聞き

します。地元や漁協やボランティアに対する行政支援対策はあるのか、行政がどれだけ責任持って対応するのか、この点をお聞き致します。

よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

山崎議員、2番、河川のごみ雑草対策や海岸のごみ処理についてのご質問にご答弁致します。

河川のごみ雑草対策や海岸のごみ処理につきましては、河川堤外、いわゆる河道に堆積したごみ土砂、および、その上に繁茂したアシ等により、河川流下能力低下が懸念されております。特に、県が管理しております二級河川に、その堆積繁茂状況が多く見られ、流域に係る区長さんなどからも、その撤去の要望を多く聞いており、その都度、担当課を通じ幡多土木事務所へ除去の要望をしており、土木事務所においても年次計画の中で除去工事を実施していただいております。今後も除去工事につきまして実施していただくよう、要望してまいります。

また、海岸のごみ等の処理でございますが、毎年、台風等による洪水などで多量のごみが漂着しており、この対策の状況でございますが、県の協力や、現在、先ほど議員が言われておりました雇用対策のこともありまして、緊急雇用事業によって、この処理業務を実施しているところであります。

また、佐賀地区、大方地区においても、地域住民の方やサーファーの方たちのボランティアで、ごみ清掃を行っていただいております。議員からは、行政からの支援対策はないのかとのご質問ですけれども。行政と致しましては、地域やボランティアの方々の協力を得ながら協働でですね課題解決をできたらと考えております。

まあ、共助、公助と言えばですね、共助の方で地域の皆さま方の協力を得ながら、一緒にですね、この課題を解決をしていけたらなと思っております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

この河川のごみ、それから海辺のごみ、これについては毎年起こる問題でございまして。それから県の責任、それから町の支援、いろいろございますけれど。私は住民が一体この1年間で、毎年起こる状況を、町や、それから県や連絡取って解決、こうすれば解決できる、こうすれば連絡が取れるというようなですね仕組みを、ひとつ町民の方にですね、どう言うかな、何とかマップ言うかな、まあ、そういう分かりやすい説明図をですね回していただきたいし。

なぜかいいますと、毎年、この間、蛎瀬川にしても、一昨年ですか、きれいに整備されて、雑草も何もなくなってるような状況がございました。ところがですね、1年もたつとすぐ雑草に覆われる。それからまあ、河川にあるヨセですか。ヨセなんかも、すぐに堆積して増えていく。今ではタケも生えるような状況もございます。これを一度ですね、県とかの関係部署でですね一回整理していただいて、その後は地域と連絡を取って地域が管理するとか、今言う共助という言葉になりますか、そういう手だてもありますというようなことを住民に分からしめる。住民は、また生えたね、また生えたねというような心配が出てきます。それから海岸のごみに対しても、かなりボランティアの方が入っていただいて、きれいにされております。でも一般の方が見たときに、あのごみは、そのボランティアの方のおかげじゃという観点もありますけれど、町や行政のその担当課がどの程度支援されて、例えば、その粗大ごみとか、ポリとか、化学製品とかをどう処理されているのかいうようなことも目に見えるような実例を挙げてですね、ここをこうしております、町はこのようにタイアップし

てます、あとは地元がこうしております。それから、運搬は町がこうしておりますとか、ごみ袋はこうしておりますとかいうようなとこまでですね、何か分かりやすく、町民がいつでも町にも問い合わせできる、それから県にも問い合わせできるようなことがあればありがたいなと考えての質問をしております。

ぜひ、その手はずというか、分かりやすい一覧というか、そういうものをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

前段の、河川のヨセ等の問題でございますけれども。確かに、一度のけてもらってもですね、そのまま放置するとまた生えてくるような現象は確かにありますけれども、まあ程度、状況によってですね、行政責任として処理するか。また、地域の方々の協力をお願いしてやるのかといったことはですね、またその状況に応じて対応してまいりたいと思っております。

また、地域の方々が行ってくれている清掃についてのことでございますけれども。まず町としましては、ごみ袋はすべて町の方からですね提供といいますか、お願いして、処理をしていただいております。また、集めたごみにつきましてはですね、ある一定の所に固めておいていただければですね、町の方からですね収集に行き、クリーンセンターの方にですね輸送して処理を行っておるところでございます。

また、町内の中にはですね、個人的に何年もそういった業務をやっていただいている方もございますので、そういう方に対してはですね、町としても今後何らかのですねことを。まあ、表彰にするのか、そういうことは今のところ答弁できませんけれども、検討していきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

もう1つ言い忘れておりましたけれど、その海岸のごみですが。毎年、台風時期、それから洪水時期、こういうようになりますと、港、港にですね多大なごみが山積します。このごみ処理は、今現状はどのような手はずで、どのような補助でやられておるのか。これらもですね毎年のことですので、安心して漁協も漁民も、ここへこう協力して集めたら、あとは町が処理してくれる、県が処理してくれる。こういうような観点を明解にしていただければありがたいなと思います。

県もですね、その河川のごみについては、何か環境対策課か河川課か忘れましたけれど、住民と一体となって処理しているというアピールもございました。ただ、この海岸のごみ等については、県のどこが、漁港課でしょうかが入っておるのか分かりませんけれど。私は具体的にこういう仕事しているのをよう見ておりませんので、そこらも併せて、県はどうしてる、町はどうしてるということをお聞かせください。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

港のごみにつきましては、去年、台風災害がありまして、そのときは漁港の中に流木等が出来て。鈴、灘、入野につきまして、町の管理漁港につきましては、うちの単費の中で流木等、そういうもんについては処理をしました。通常のその流木等については県の港湾・海岸課ですかね、そこに対応して相談をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ということは、漁協の関係者、それから住民も併せて心配ないと。町が、担当課が県へも連絡取って、補助ももらって、ちゃんとしまいつけるということでよろしいですかね。一度。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それは町と漁協がお互い協力して、費用の方も協力してやっていくことでお願いします。

（山崎議員から「お金の問題、協力してやるということですね」との発言あり）

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

それではまあ協力して。とにかく毎年のことですので、もうことここが話し合えば、すぐ解決するということであれば、それなりにそれで結構だと思います。分かりやすいように、地域住民、まあ漁民の関係者、皆さん、海岸縁におる人が安心できるようにお願い致します。

続きまして、次にいきます。

3番のイノシシ対策についてということで、中山間地におけるイノシシ対策は今後どのように進めるのか、町の主体的な取り組みをお聞きします。

（議長から「山崎さん、水質検査のことが抜かってます」との発言あり）

漏れておりました。ごめんなさい。

3番の水質検査の関係が漏れしておりました。

河川や海の水質調査の現状はどうか、今後の計画はあるのかどうかということでお聞きします。

これはですね、まあ簡単に言えば、子どもが安心して川でも昔のように泳げるとか、それから海岸縁でも泳げるとかいうような観点からお聞きするわけですけれど。水質が汚れるということは、漁民、漁獲、それからお魚の影響までありますので、ここらの水質検査を町はどのようにして、これから今後どのように進めていくのかをお聞きします。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

3番の、河川や海の水質調査の現状はどうか、今後の計画はあるのかについてご答弁します。

確かに大事な子どもさんが、夏には水泳だとかいろんなことで水と接するわけですけれども、そういったところでの水質を良くするということですね、行政のある意味責任だと思っております。

現在でございますけれども。町として、法に基づく河川、海の水質調査は現在のところ行つてはおりませんけれども、今、議員言われたようなこともございますので、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

参考的に申し上げれば、佐賀の伊与木川で、四万十町のクリーンセンターの直下で佐賀発電所に取水しておりますので、毎年、水質調査を実施していましたが、特に問題がないことの報告を受けております。

また、海水域におきましては、浮津海水浴場、および入野、海のバザール前で、保健所、県が水質調査をしていただいておりますけれども、これは海水浴場として利用されておりますので調査をしてるわけですから

も、いずれも AA、最高水質と公表されております。

また、町が運営しております衛生センターの放流口であります、伊田での海水の調査。また、関連して灘漁港周辺の水質調査をやっておりますけれども、特に問題がないことの報告を受けております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ水質問題はですね、黒潮町が愛されるふるさとじやというような観点にまで踏み込んでですね、水質のきれいなまちづくり。それから、水質汚濁防止法とかいろいろございますけれど。要は、黒潮町は何本も川があります。川で、どの川もきれいなというふうなことを目標に掲げた政策いうがは大事やと思っております。

で、具体的にですね、先ほど課長言われましたけれど、汚れがないですということでございますが。毎年、何回、上流、下流、中流域。これらをこのように検査をしておりますと。具体的にやっているかどうかというところをお聞き致します。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

先ほどの答弁で漏れておったかもしれませんけれども、現在のところですね、各河川ごとで上流域から下流域までの水質調査というものは行っておりません。

先ほど申し上げましたけれども、確かに先ほどの合併浄化槽の質問ではございませんけれども、水質はきれいにしていくのが我々の責任であり、また先ほどの海のごみでも、観光面でも風光明媚（めいび）な黒潮町海岸ということでうたっておりますので、きれいな町になるよう努めていく必要があると思っております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ぜひ、中期的にも長期的にもですね、水質はきれいにしていこうという観点でご検討していただき、そういう旨で目標も掲げていただきたいと思います。

続きまして、イノシシ対策について。

中山間地におけるイノシシ対策は今後どのように進めるのか、町の主体的な取り組みをお聞きします。

生活権を守る上で、イノシシ対策について町民はくたくたになっています。町は抜本的な解決策を取るべきと考えるが、現状と今後の積極的な対応をお聞きします。

特に、強力なイノシシの捕獲や駆除対策のプロ組織を立ち上げることはできないのだろうか。現状はイノシシと町民の生活権の戦いの毎日であります。強力な行政支援が必要と考えるが、方策はあるのでしょうか。

お聞き致します。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

イノシシ対策についてお答えします。

現状については、先日、矢野議員の答弁と重複しますが、県内で農林水産被害が23年度において20年度比で約8,000万円の増で、イノシシの捕獲は約4,700頭の増となっています。町内においても170頭の増で、23

年度は440頭を捕獲しております。水稻、イモ、果樹等が被害に遭っております。

鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、地域に深刻な影響を与えています。被害が増えた要因としては、中山間地域における高齢化、過疎化に伴う人間社会の生産活動の低下。暖冬傾向、温暖化による野生鳥獣の繁殖に好条件となることによる個体数の増加。また、狩猟人口の減少と高齢化により、狩猟で捕獲される鳥獣の減少等が考えられます。

被害対策としては、被害が見られる地域では早急に防除対策を取り、防除施設、器具の定期的な管理をすることが必要で、議員言われるような抜本的な対策はありませんが、防止対策としては、従来からの防止柵、金網、トタン、電気柵、網やおりを設置し。捕獲対策としては、狩猟免許の新規や更新に掛かる費用、それから捕獲奨励金ですか。そういうことで助成を実施しております。

また、被害防止計画を上回るイノシシの捕獲頭数ですので、負担軽減策等も検討する必要があると考えております。

また、プロ組織の立ち上げの件ですが、矢野議員よりありました鳥獣被害対策実施隊と考えますが。先日、答弁したとおり、関係者、関係機関等、協議検討していきたいと考えております。

これについて狩猟者の減少は狩猟免許者の高齢化とともに、銃の所持に掛かる費用や手間が掛かるため、若者が敬遠しているものと見られ、課題としては人選の調整、免許取得や銃の購入費の補助、保管場所、事故時の身分の保障等が考えられます。新規に銃の免許を取得しても、一人前になるまでには時間がかかるということで、実施となれば、当面は猟友会会員が適当ではないかと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

課長の言われるように、何につけても方策はなかなか見つかん状況はございます。

まあ、いろいろそのプロ組織を構えるという観点が一つ。それから、その柵の増数。数を増やすとか。それから、今言う、対応していただく協力者への謝金。これを増やすとか、いろいろな事務レベルの策は尽くしていただいていると思いますが。

今、その観点にあるのは防止。イノシシが入らないようにするという防止策はいろいろな観点で設けられております。私はもうこの際、イノシシと人間の戦い。これを逆手に取ってですね、イノシシを呼び集める。ある一定の放棄地とか、一定の山の上とか、こういうとこへ広場と柵を設けて、イノシシの餌を構え、イノシシを呼び集めて退治するというような、思い切った考え方もいいのではないかと思っておりますが。これは広域でも考えないとなかなか難しいし、イノシシ自身のその出産、出産というか子育ての数が多いわけですので、次から次にネズミのように増える可能性はあります。だから、親子ともども一斉に捕らえるという観点からいえば、餌を置く場所を構えて一斉に狩猟するというようなことも一つの考え方ではないかと思っておりますが。そのような観点からですね、先進地も行って、いろいろ勉強されて、地域住民が今一番、とにかくやってもやっても困ってるという認識がございますので、より良い検討策をですね、知恵を絞って出していただきたいと思いますが。

もう一度、ご答弁をお願いします。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

イノシシはですね、出産いうか、春に1回出産するそうです。で、大体4匹から6匹ですかね、そのくらい出産して、半分が残るいうか、そういう状態でだんだん増えていきゆういうのが、イノシシのその状態やと思います。

先ほど議員が言いましたように、1カ所に集めてそういうふうに取るというのは初めて聞きましたんですけど、そういうことも踏まえて関係者と話したいと思いますけど。まあ、柵いうかね、おりですが。の中には、ぬかとかイモを入れて、それはまあ1頭から2頭ぐらいしか取れませんが、そういう方法で現在はやっております。

まあ、カラスもありますけど、カラスのそういうおりについても、イノシシのそういう肉を置いたりして、カラスを何匹か取るとか、そういう方法もありますので。まあ、いろいろ試行錯誤しながら、関係者と話しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ、人間の知恵が勝つか、イノシシの自然の能力が勝つかというところでございますので、よろしくお願ひ致します。まあ、イノシシはこの程度に致します。

次に、学校給食についてでございますが。

給食センターが大方中学校に建設される予定ですが、今後の学校給食は食品の栄養面と衛生面と安全性をどのようにアピールして取り組むのかお聞きします。

まずですね、先の議会で地産地消で努力されるとの話もありましたが、食材管理の中で栄養と衛生と安全の確認をどのようにしていくのか。保護者も含めたチェック機能も持たしていくのか。このような観点からご質問致します。

よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

山崎議員の、学校給食についての1番目の質問にお答え致します。

質問の食材についてですが。栄養面は、栄養教諭が栄養バランスを考えて、毎月献立を作成しております。

次に、衛生面ですけれど。給食センターは学校給食衛生管理基準に基づきまして施設の整備を行っておりまし、調理室へ入る者は定期的な検査を受け、手洗い等を徹底して行っております。また、調理室用の服装に着替えて作業を行いますので、衛生面の問題もないと思います。

次に、安全の確認ですけれど。食材については、まず安全な町内産や県内産の食材を使用し、足りないものは県のホームページなどの情報を活用し、なるべく西日本のものを使っていきます。また、受け入れ時には、目で見て、においをかい、温度を測るなどの検査を行っており、安全な食材を使用して給食を作っております。

保護者を含めたチェック機能につきましては、黒潮町学校給食運営委員会に各学校のPTA会長が委員として参加しておりますので、その会で保護者の方に学校給食センター全般のチェックをしていただいております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

十分な衛生管理をされておるので心配ないという回答でございますが、私はこの衛生面についてはですね、やはり予期せぬ病原、病気、こういうものが発生する可能性が大いにあります。これは地球の変動もありましようけれど、やっぱりその食材をどこから購入して、それから、どのような業者から購入しておる。

で、例えば地産地消であれば、自分とこであれば、まあ目に見えて心配のない、信頼のある農業者が生産しておるということが分かります。ところが、何割かを県外とかで購入するようなケースも出てくると思いますので、これらの安心、安全を、ただ信用だけでチェックするのか、そこらがございますが。具体的にこういうやり方をしておりますので、県外産であろうと何であろうと心配ありませんと言えるのかどうか。

それから今までに、その0-157、狂牛病、それから宮崎の鳥インフル。いろいろな観点から心配事は出てきます。この場合の心配事を取り除く安心策。それから今言う、有事の取り組み方。こういうことまで配慮して、衛生面は安心ですと言えるのかどうか。ここらをお聞きします。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

まず、県外産の食材等についてでございますけれど。県外産の食材等につきましては、県のホームページの方に載っております安全な食材の方を選んでおります。

そして、もちろんその食材につきましてもですね、入ってきた段階で、先ほど言いましたように、目で見ての確認等、また、におい等、また温度のチェック等を行っておりますので、その段階で入る食材については確認をしておりますので大丈夫だと思っております。

それから、0-157とか狂牛病等、またいろんな病原、病気の場合のことなんですか。それらにつきましては、そういう情報が入った段階ですね、まずそういう食材が入ってるかどうかを確認致しまして、食材としては使わないようにしていきたいと思います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ当然といえば当然の答えでございますけれど、今言う、その運営協議会なんかで、まあ会長さんが入るから保護者との連携は取れるということでございますが。新しく委託した場合に、その委託業者がどれだけそこまで配慮してくれるのか。そこらの観点もお聞きしたいわけですけれど。この議会でも問題になっております、その放射能の検査。こういうものも目に見えて分かるようにしていくのかどうか。

まあ、先ほどの教育長の前段の話では、そういう放射能の心配が出てきたときには考えていくというようなことでございましたが。黒潮町が子どもたちの健全育成、安心な食材を提供するという意味から言えば、これは黒潮町だけでは難しいと思うならば、広域化で考えていくて、500万とか600万とかするような施設整備。そういうものも広域化でやって対応すれば、これも可能ではないかなと考えております。

それから、黒潮町の給食センターだけの安心ではなくて、黒潮町の生産者、この食材にかんする生産者がいっぱいございます。これらの方の黒潮ブランドといいますか、そういう製品について、安心を他県にアピールしたり。町内の住民はもちろん、その各販売相手。そういう者に安心をさすためには、こういう放射能の危機についても、購入の考え方を持っていくのも一つの手ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

まず、来年度から業者へ委託した場合の放射能等の検査でございますけれど、これは先ほど教育長が明神議員に答弁したと同じような内容でですね実施していきたいと思っております。

具体的には、給食の検査等を専門機関の方へ委託してですね、やると。で、食材の購入にかんしては、先ほど言ったように町内の食材等、また県内の食材等を使うようになります。食材につきましては業者に委託しましてもですね、栄養教諭、または給食センターに配置する職員の方で発注するように致しますので、業者の方で発注は致しません。

それから、放射能の検査機器の設置ですけれど。議員の言われる様にですね、広域化で購入してですね、また広域的に管理していただく方が放射能に対する知識を持った方ができると思いますので、そういう方法がいいと思います。ただ、実施に際しては、関係機関等々、検討していかないかんと思いますので、まあ、そういうことになってこようと思います。

その実施の時期につきましてもですね、教育長が言いましたように、取りあえず月2回ほど遅延検査をやつていきますので、その中で基準値を上回る放射能等が発見されるとか、そういう事態になったときには、当然そういうような方法も考えていかないかんと思います。

また、黒潮町で生産される品目について、検査のことも言われておったんですねけれど。費用面と、また人的な面からですね、黒潮町に独自で設置するのはなかなか難しいと思いますので、その広域等で設置することになったときにですね、そういうことができればとは思います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

他機関に頼むから、専門機関に頼むから安心というのは、他機関にこのような放射性の検査する機能があるがでしょうか。他機関というのは、どこのどんなものか、どんな内容のものか、教えていただきたいと思います。

それからですね、やはりこれは高い、確かに買い物であるし、難しいとこもあるかも分かりません、財政的な面もあるかも分かりませんけれど。まあ高知市に1つだけあるということですけど、黒潮町も天下に名の届いた所でございますので、ぜひですね長期的な観点で構いませんけれど、急に今、明日買えというわけではございません。でも、そういう事例ができるから買いましょうというような感覚ではなくてですね、事例ができたときにはもう放射能浴びておりますので、そういう内部被ばくもあり得る可能性が強いわけで、事例の起きる前に購入しようという検討をしていただきたい。

もう一度お願ひします。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

他の機関というのはですね、説明が不足でした。民間の専門業者による放射能の測定機関のことでございます。で、専門機関ですので、まあ仮に黒潮町が設置する場合にも、ずっと専門的な見地でですね正確な数字が出ると思っております。

また、事例のこと也有ったんですけど、まあ県内の放射能の汚染状況とか等を考えまして、まずはその月2回のサンプリング調査によりまして確認をしていったときに、まあ必要なことが出てきたときからでいいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ、あまりやる気のあるような答弁ではございませんけれど、何回言うても話になりません。まあ検討して前向きに、そこも踏まえて考えていくこうというようなことをぜひ考えていただきたい。もうすべてができませんというような感覚ではなしに、ぜひ前向きに考えていただきたいわけですが。

教育長、どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

次長の方で答弁を致しましたけれども、現在の状況ですね、まず。県内の放射能の、まあ発生といいますか、食品からの発生の状況、あるいは、周辺の他県の状況等をまず検討を致しました。その状況の中でですね、繰り返しになりますけれども、今現在、取り得る最善の方法はどうかということが、まず1点でございます。

まあ機器の導入ということが、これ一番だろうと思思いますけれども。果たして相当の高額の機器を導入してですね、それぞれの市町村が、それぞれの対応をしていくのがベストなのか。あるいは、例えば広域での取り組み。幡多保健所等にですねお願いをして、1台導入をしてもらうという方法なんかもあるかと思います。

当然、放射能の検出がされるようになった場合にはですね、県の方もそういった動きも出てこようかと思います。そもそものことを考えてですね、まあ一番、検査機関、専門の機関に送って、当面、検査をするということが最善ではないかということで、決して後ろ向きに考えているわけではありません。前向きに検討をしてですね、出た結論がこういう状況でございます。ご理解いただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

検討した結果がこういうことでございますということですが。

まあ、ぜひこれからもですね頭の隅に置いて、地域の食育、子どもの衛生安全管理。このことを踏まえてですね、必要性があるということはですね、頭の隅に置いて、前向きに今後とも検討していただきたいと思います。

続きまして、給食費はどのような額にしていくのか、2カ所の給食費は均衡が保てるのか、施設の最終規模や配食数や運営方法は、また徴収方法はどうするのかということについてお聞き致します。

これは、新しく大方で給食センターができる。旧佐賀にも給食センターがあると。この場合、今後すべてを指定業者ということで、一斉にやられるような考え方なのかどうか。

私はですね、現在、佐賀に学校給食センターもございます。で、ノウハウも、それぞれ調理員、関係者がでてきております。この場合に、大方で新しくできる給食センターを取りあえず1カ所委託すると。旧佐賀は、ここ2、3年置いとくというような観点で、それぞれの良さ、それぞれの欠点。これを見いだした上で、委託業者にすべてを任そうとかいうような考え方はないでしょうか。

今まで佐賀で培ってきた安心安全策。それから調理員の慣れ。こういうものも経験がありますので、新しく大方にできた場合に、同じように同時進行をしないで様子を見るということも大事ではないかと思いますが。

この点も踏まえてご答弁願います。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

学校給食についての2番目の質問にお答えします。

まず、給食費ですけれど。小学校は260円、中学校は290円と、一食当たりの給食費は決まっていますので、佐賀の給食センターで作っても、大方の給食センターで作っても、同額となります。

次に、施設の規模ですけれど。大方給食センターは1日600食の処理能力となります。

次に、配食ですけれど。大方給食センターからは、入野小学校、田ノ口小学校、三浦小学校、大方中学校へ配達します。その対象人数は、大方給食センターを含めて、平成25年度は530人を見込んでおります。

次に、運営方法ですけれど。献立の作成や食材の購入は栄養教諭と給食センターの職員が行い、調理と配達については業者に業務委託して運営を予定しています。

次に、給食費の徴収方法ですけれど。これは現状と同じく、口座振替または納付書による納付となります。

また、業者への委託の時期ですけれど、平成25年4月を予定しております。ただ、大方給食センターの実施につきましては、若干4月1日ということではなくてですね、給食センターの施設自体が来年3月に出来上がる予定ですので、若干、時期についてはずれるかもしれませんすけれど、業者はまとめての委託を考えております。

ということで、現在の佐賀の給食センターをですね、2、3年は置いてするということは、現在のところでは考えておりません。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ現在のところ、その佐賀と大方と分けて考えるという考えはないようでございますが、一気にこういうことをするのが適正かどうかという考え方ですが。今まで培うてきたいいものは何であったろう。それから、一緒なるために、この前の話では人件費が200万ぐらい削減されるというようなことで聞きましたけれど、まあ削減という考え方だけで言えば、そういうことになります。しかし、今までのその佐賀のやり方、佐賀で配食していた方法。こういうものが、即、伝授されるのか、上手に引き継ぎされるのか、ここらの心配もございます。

それから、働いておられたその調理員の方とかが、学校校務員とかに異動とかいうことで配属される予定のようございますが、このデメリットというか、その異動のデメリットというものは必ず付き物でございますけれど。その調理員が校務員になって、初めてから勉強していく、それから学校になじんでいく、こういうような大変な作業が出てくるわけです。

で、この委託によって、その新しく人材を確保できる。そういう観点、確かに分かりますし、そうしていくべきであろうとは思いますが。今まで、この給食センターの給食費。これの未収の関係も何千万かございます。この未収がどのような観点で、まあ例えば指定業者になって、今までどおり、これを今まで以上に減額していくような方策。このようなことも踏まえての一斉スタートということになるがでしょうか。

一番大事なところは、人件費が少々200万ぐらい浮いても、未収がどんどんどんどん残っていくようじゃいけませんので、未収対策は十二分にされているのかどうか、そこらもお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

まずですね、佐賀の学校給食、佐賀地域の方で行われておりました学校給食。本当にですね、保護者の皆さんにも喜ばれてですね、他市町村にも自慢できるような内容の学校給食であったというふうに思っております。

この学校給食の、この業務委託についてはですね、平成19年の学校給食検討委員会の中で、大方地域で拡充する場合には委託を検討すると。その際には佐賀地域の学校給食も含めて業務委託を検討するという結果の答申もあったところです。それを踏まえて検討してきたところです。特に経費の面ではですね、先の、以前の議会の中でも答弁させていただきましたけれども、経費面で約半分になるというふうなこともあってですね、そういうことで、まあ業務委託をという方向にもなってまいりました。

栄養面とか献立面はですね、各センターへ栄養教諭を配置をしまして、献立等も栄養教諭の方で組んでいきます。また、委託をする業者もですね、基本的には専門のノウハウを持った業者になろうかというふうに思っております。そういうことを考えてですね、給食の内容が大幅に変わっていくということはあまり考えていないところでございます。

それから、給食費の未納の件でございますけれども、これもだんだんと増えてきておりますけれども。当然、徴収に当たってはですね、これまでどおり行政が責任を持って当たっていきますので、委託になろうとですね、そこは変わりありません。引き続いてこれの解消にですね、積極的に取り組んでいかなければならぬというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ぜひ、その未納対策についてはですね、これからも配慮して、できるだけ減額することをお願いしたいと思います。

同時に、給食センターが発足、まあ民間委託ということになればですね、栄養面も学校のバランスも取れてええということもあります。2カ所ですので、同じような食材、同じような栄養ということはなかなか難しいと思いますけれど、ぜひですね、子どもたちの食育。これに力を入れですね、頑張っていただきたいと思います。

それから、教育委員会の指揮監督権がありますので、何らかのときにはすぐその指摘できるということは十二分に配慮をしちよいていただきたいと思います。

続きまして、学校給食の前と後の児童生徒への影響度を、健康や体力や学力向上等、保護者の評価も含めて、今後の評価確認ができるように取り組んでいくのかどうかということでございます。

目に見えた食育教育。こういうことも踏まえましてお聞きしたいと思思いますけれど、よろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

学校給食についての3番目の質問にお答えします。

学校給食は栄養教諭が栄養バランスを考えて献立を作っていますので、健康、体力、成長において影響があると考えております。しかしながら、その給食による評価確認を行うとなると、それぞれの家庭の食事のこと

や、個人個人の成長の度合いも異なりますので、1日のうちの1食の給食が、健康、体力や学力向上等にどれだけ影響があったかの評価は困難と考えています。

ただ、給食に対する評価は、これまで苦手だったものが学校給食により食べられるようになったという声も聞かれます。こういった意見は、毎月発行しています給食だよりの返信欄に書いていただくことにより、保護者の給食に対する意見をお聞きしております。学校給食運営委員会での審議や、給食だよりの返信欄を使った方法などにより、今後も保護者等の意見をお聞きして、より良い給食に取り組んでいきたいと考えています。

また、食育については、栄養教諭の方がそれぞれの学校の方へ出掛けていって、教育等も行っております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

私は、大方で給食センターができて、再開すると。今まで行き届かなかつた、この給食の影響がですね、各学校で使用前後の判断ができるようにしていただいて、ああ、給食センターができて良かったねと。こういう観点で子どもが健全に育ちました。こういう観点で体格が伸びた。運動能力が伸びた。学問の方も元気いっぱいできるようになったというようなことを後でチェックできるように、現在と今後、給食センター何年後、1年後、5年後、10年後。こういう状況が判断できるようなことを考えていていただきたいと思うので、このような質問をさせていただいております。

ぜひ、そういう基準づくり。判断の基準づくり。これは保護者にも分かるように、先生方も判断できやすいように、そういうふうなことをつくっていただきたいと思います。

もう一度お願いします。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

議員の言われます趣旨はよく分かるところなんですかけれど、なかなか給食によってですね、その差を把握するのはなかなか困難とは考えております。

ただ、どういう方法ができるか、再度検討はしてみたいと思います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

だんだんと時間と経過とともに頭の中が少し混乱しておりますので、指摘が鈍くなっていますけれど。

まあ、ひとつその今後そういう、私の言うようなことも踏まえてですね、やっぱりやって良かったかどうかというような評価はですね、教育委員会の中でできるようなことを考えていただきたいと思っております。

よろしくお願いします。

続きまして、最後でございますが、国保税対策についてお聞き致します。

国保税は2年間続けて増額してきましたが、見通しの悪さかどうか、毎年の赤字の状況で落ち着きがありません。来年は増額しないで済むのかどうか、町の一般会計からも大胆な支援をすべきではないか。国保の運営状況と来年の財政見通しをお聞き致します。

よろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは、議員ご質問の5番、国保税対策についてお答えをさせていただきます。

まず、国保加入者の現状でございますけれども。平成24年7月の賦課決定時で、世帯数で2,748。被保険者数で言いますと4,795人となっておりまして、人口比では36パーセントの方が国保加入となっております。

国保会計24年度の状況でございますけれども、被保険者は、やや減少してはおりますけれども。それと医療費でございますけれども、ここ4カ月間くらいは前年並みで推移はしておりますけれども、依然として大変厳しい財政運営が続くものと思っております。これまでも説明はしましたけれども、平成20年度以降は実質的な赤字決算となっており、23年度決算で3,500万円の赤字となったことから、24年度予算からの充用を行っております。

このような状況になることが23年度から見込まれておったためですね、本年3月議会において平均6.7パーセントの税率アップの改正を致しましたけれども、本年度につきましては、昨年度、被保険者所得が約11億8,000万あったものがですね、本年度は約9億7,000万円に落ち込んでおります。そういった結果から、所得割の歳入がですね非常に減りまして、今議会に減額補正を提案させていただいております。従いまして、今後の医療費の動向にもよりますけれども、現状で推移すると、24年度以降の事業運営からも多額の赤字が予想されます。

議員からは、町の一般会計からも大胆な支援をすべきではないかというご質問でございますけれども。国保事業につきましては、国保税、国、県の支出金で運営することが原則でなっていることや、他の被保険者への加入者との平等の観点からも、これまでも申し上げましたけれども、国保だけに財源投入は適切ではないと思っておるところでございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

課長、来年度の財政見通しいうがは話してくれましたかね。

話した。話してくれましたかね。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

来年度の財政見通しでございますけれども。24年度決算、あくまでも見込みですけれども、このままで推移していくとですね、約7,400万くらいの赤字に、まあ累積ですけれども、なると予想しております。依然厳しい状況でございます。

従いまして、この制度をですね維持する上では、一定の税率改正はやむを得ないのではないかと考えているところでございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

この国保会計についてはですね、まあ2年続けて税率アップということになっておりますし、23年度の決算で3千数百万赤字ということでございます。

これはですね、通常、税のアップを考えるならば、3年先、4年先、5年先を見通した計画を立ててですね、毎年これぐらいどうしても上げなければならないといって、町民に了解を得なければならない。こういう重大

なことだと思います。で、毎年、足らないから上げる、足らないから上げるというような端的な方策ではなくてですね、町全体の財政計画の見通しを明解にして、それから町が今抱えておる滞納金額も併せてどうしていく。そのような観点で考えていただきたいし。

もう1点はですね、国保の加入者は今2,000名にがしということでございましたけれど、この国保の加入者は、もともと町民です。で、本人、今この加入者は自営業、それから退職者、こういう方たちが加入されております。当然に高齢化もあります。それから、病院に通うことも多くなります。

しかしこれ、この一番所得の少ない、こういうチームがあるとしたら、そこで当然、赤字は出る可能性があるわけです。この際、やはり町全体で、この制度の悪さ、これを考えるならば、やはり一般会計からも、町は大きな負担ではありますけれど国保会計へ持ち出しして、国保会計の将来策を考えないとですね、毎年、足らなければ7,500万円、はや来年も足らん予定ですと。こんな簡単な話じゃないと思うがですよ。町民はもうあえいであります。あの国保税については。厳しい方がおられます。

こういうことを考えるならば、国保税の加入者も固定資産税も払ってますし、所得税も払っております。何で法のその枠の中でとらえられて、ここでやるのが原則じゃという、この国のとらえ方。早く改正していただきたいと思うわけですけれど、これがネックになっております。だから、黒潮町では一般会計からも持ち出しはするという考え方必要になるのではないかと、私は考えておりますが。

それから、他町村でですね、一般会計からも持ち出しをされてる市町村も今はまだ少ないですけど、あります。これらももう一度研究されてですね、町のこの弱い立場の国保会計、いかに立て直すかということを根底から考え直す必要があるかと思います。

滞納者も多い。滞納金額も多い。それから、今言う所得枠も減っておる。ますます厳しくなっておる。これを平気で金額的に算定して、赤字になります、税率アップを余儀なくされます、こんなことだけでいいのでしょうか。全体的な判断からこういう問題を考えていきたいと思うのですが、町からの持ち出しは考える余裕はないでしょうか。

お願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

一般会計からの法定外繰出の分についてのその困難さは、これまで議会でたびたび答弁申し上げてきたところでございます。

それからまた、現在の国保会計をこれだけ圧迫してる要因というのも、これまで申し上げてきたところでございますが、再度、共通認識として持っていただきたいと思いますので、答弁させていただきます。

まず、税率改正。いわゆる統一国保税にしたときに下方統一をしたことは、もう議員ご承知のところでございます。これによりまして、それまで4億を超えておりました国保税を、一気に2億円近く圧縮を致しました。これが長期的な財政負担になっているというのは、これも言うまでもないところでございます。それから直近の、近々の財政が急激に悪化した内容は、これもまた議員ご承知のところでございます。全高齢者の交付金、これの返還2億円。これが大きく響いてるところでございます。

これからさらに、この税額で基本的に長期構想を立てていこうとすると、これはもう成立しない収支計画となるわけでございまして、抜本的な改正が求められると。しかしながら、ご理解いただきたいのは、法定外繰入が難しいからといって、ここへ何の対策もしないということではない。それを、まずご理解いただきたいと思います。

例えば、福祉施策の充実。これらが国保といかに連携していくのかも、これまで議会でたびたび答弁申し上げてきたところでございます。あるいは今回、健康増進計画の策定部会の中の一つの部会として、医療費適性化、そういう検討をする部会を設けます。これは、健康増進計画の作業部会が解散した後には、国保の運営協議会の下部組織として継続をさせていただきたいと、まあ、そのように考えるところでございます。

ありとあらゆる施策を投じていかなければならぬわけでございますが、これまで私どもになかった視点。いわゆる国保を、これから少しでも医療費を抑える。結果、国保加入者の皆さんの個人負担を抑えることができる。こういった方策につきまして、我々がこれまで持つてなかつた視点を、現在、幡多医師会はじめ、さまざまな関係機関にご指導いただいているところでございます。

しかしながら、これは短期的に結果が出るものではございませんので、長期的な視野に立っていくことが必要であろうと、そのように考えるところでございます。併せてまた、現在、国の方で騒いでおります社会保障と税の一体改革によって、この国保会計にどういった資金投入がされるのかも精査してみなければ、なかなか長期的計画は組みにくいところでございます。それらを踏まえて、長期的視野に立った計画を組んでまいりたいと、そのように思います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ、町長の言われるような方策は、行政側から一生懸命やっていただいておりますけれど。長期計画も難しいと言われますけれど、町民側に立った場合には、おれたちの生活、おれたちの税金は、いつまで課税が増額していくのだろうかという心配がございます。

できればですね、やはりいつごろまでというような観点で、こういう火の車的な、自転車操業的な運営はいつまで続くのだろうかという心配をどう払拭（ふっしょく）していくかというところがございます。

これはまあ医療に掛かるから、以前に私が質問した場合には医療費は止められないと。確かにそうです。困った人の医療、痛みがある所を医者にかかるなということはできませんけれど。やはり関係者、国保加入者、それからまあ町民、家庭の家族。皆さんのが自覚をしてですね、医療費も抑制していただくという方策も、やっぱり考えていかないかんと思います。

今後ともですね、町も頭を悩ますことでしょうが、できるだけ町民の心配ないようにお願い致します。

もう一度お願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

さまざまな構想を持って、またこれから、今年度中にさまざまな計画を立てていくわけでございますけれども。収支計画となりますと、若干、不確定要素が多くありますと過ぎて、まあ機能する収支計画になるのかどうなのかというのは、今後の精査によるものであろうかと思っております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、当然、住民の皆さまへの説明責任が発生することでございますので、できるだけ早期にお示しできればと思いますが。先ほども申し上げましたように、医療費の変化、あるいは国の情勢、こういったものが直結してくるものでございますので、軽々になかなか数字の方をお示しすることが今年度中にできるかどうかというのは即答しかねると、そういう状況でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

もうゼロになりましたので、以上終わります。

ありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで山崎正男君の一般質問を終わります。

この際、3時50分まで休憩します。

休憩 15時 35分

再開 15時 50分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、西村將伸君。

3番（西村將伸君）

通告書に基づいて質問させていただきます。

今回、3点のことなんですけども、まず最初は、町政課題への対応策についてということで。

毎年度、この9月という時期には決算書が出されるわけですけれども、そのことから明らかに、今までの先輩議員等々含めまして、その収入未済額、そういったことが問題視されているわけですけれども。その住宅新築資金の貸付事業に限らず、国民健康保険事業、宮川奨学資金等においても、決算書から明らかに増えてきております。特別会計と一般会計含めまして、2億7,500万。そういった収入未済額になっておるわけですけれども。殊に特別会計においては1億7,400万と、かなり大きな額になっておるわけです。

そこで、毎回その監査委員の方からは、その公平性の観点から徴収努力を指摘されておるわけですが、徴収率の向上は、確かに今の社会情勢を考えると大変厳しいところがあると思います。国民健康保険事業特別会計では、今年の場合は収支未済額以上にその歳入不足が生じてきておってですね。先ほども町長から答弁ありましたけれども、根本的に難しい会計であるわけです。こういった、今後懸念されることを私は課題に取り上げたわけですけれども。

そこで、この国保特別会計について、総合してすべてのことは難しいですので、特別会計のままで、国保特別会計、これをちょっと詳細に質問させていただきたいと思っております。

この昨今のその社会情勢を踏まえて、毎年のように議会で問題になるのが、まあ保険者を市町村としている国民健康保険の会計であるわけですが。この加入者というのが、失業者含め自営業、専業農家、まあ高齢者、そういう方が主な構成になっているわけです。その実情というのも、所得が200万円以下がそのうち3分の2を占めておって、ほんとに国レベルでも、その長期的な課題になってきております。確かに決算書を見てても、入の部分で収入が伸び悩んで、次第に減少していく。ところが出の部分では、高齢化による医療費の増大と国保会計から老人保健への拠出増大等で、その基金の取り崩し。また、一般会計からの繰り入れ。ここ最近、その国保運営協議会で諮問される国保税のアップといった、ほんとに悪循環になってきておるわけです。

これは以前にも先輩議員からもご指摘がありましたけど、まあこうした、その市町村の国保会計の現状を招いたのは、国の補助金の大幅削減だと。1984年、まあ約30年ぐらい前ですけれども、医療費の総額45パーセント補助されておったもんが38.5パーセントに減ってきた。またそのうち、4年後には自治体の低所得者に対する保険料の法定減額の施策に対して、総額4分の3を国が負担していたのですが、それが2分の1に減額されておる。その上に、国保税収納率の低い市町村に対して補助金を減らしてきたと、こういった3つの要素が大きな要因になってきておると思ってます。

その滞納徴収については、まあ税方式を取ると5年が時効で、料金方式ですと2年だそうですけれども。これいったん滞納になると、なかなか徴収は難しい。また、介護保険の負担を考えて、国は2000年にその国保法を改正しております。資格証明書の発行を義務付けて、滞納が1年半になると資格証明書で受診してもらうと、そういう仕組みになっております。この資格証明書というのは、いったん病院で受けた治療費を100パーセント本人が出し代えて、その後、役場の窓口に申請して補助してもらうと。そういうた、個人に置き換えたたらかなり厳しい状況になっておるわけです。

そこで、1点ずつお伺いしたいんですが。いろいろなそのことは議論されておるわけですけれども、まあ一般的に収入が少ないというのは社会的弱者と言われるわけですけれども、そういう方々で構成されるその国保会計。この国民健康保険の構造的矛盾をどう考えておられるのか。

また、健康保険には、社会保険、それから共済保険、また自営業の中でも健保組合というのがありますけれども、いろいろな保険制度があります。ただ、相互理解の理念からすれば、国に対しては保険の一元化を求めるということも大切だろうと思うんですが。

まず、その2点について質問をしたいと思います。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田　壯君）

西村議員の、町政課題への対応につきましてお答えをさせていただきます。

少し未収金の、全体的な未収金の問題が出ましたので、そちらの方からも少し説明をさせていただきたいと思います。

未収金対策につきましては、議員申されますように、監査委員さんからも決算のたびにですね徴収努力を求められておりまして、町と致しましては大変大きな課題であるというふうに思っております。しかし、徴収率の向上はですね、議員ご質問のとおり、昨今の厳しい社会情勢を考えますと、大変厳しい状況にあります。かといってですね、放置するわけにはいきません。税をはじめとする町債権の多寡はですね、財政、ひいては行政サービスの質を左右しかねませんし、また、同じサービスを受けながら、一方では負担を負う人がいて、他方では負わない人がいるというのは不公平な状況を放置することになり、行政に対する信頼を損なうことにもつながってまいります。

このため、本町では、町税や国保税などの徴収につきましては、平成20年度から設置しました租税債権管理機構への委託とともに、町独自で法的対応を取るなどして、鋭意、徴収努力をしてるところでございます。

徴収率の向上には、債権者との相談も原則かと思しますけれども、どうしても悪質な債権者には、町税以外の未収金もですね法的措置が必要ではないかなというふうに考えておりまして、現在そういった対応も考えているところでございます。

そのためには、どうしても法的知識を持つ職員の育成も同時に行っていく必要があると考えています。幸い本町は、税務職員に法的対応を取られる職員がおりますので、その方々にも協力をいただきながら、職員の育成や徴収体制の強化に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、問題の国保、国民健康保険事業特別会計の問題でございますけれども。この件につきましては、先ほどの議員さんの質問ですね、担当課長、または町長から詳しいご答弁もさしていただきましたけれども、大変苦慮をしておるところでございます。

そういう中で、先ほどの質問では、国保制度に法的矛盾がないか、どう考えているかと。矛盾があれば、どう考えているかということでございましたけれども。制度そのものはですね、まあ、しっかりした制度だと

いうふうに考えておりまして、矛盾というのは少し、今のところどうかなというふうに考えております。原則ですね、国、県、そして被保険者。この三者がですね、出し合って相互扶助でやっておる建前の会計でございますので、そのへんでは矛盾というふうには考えられませんけれども、しかし、昨今のですね黒潮町の国保会計の内容を見てみると、さまざまな関係もございましてですね、非常に厳しい状況にあるといった状況でございますけれども、それらにつきましては、先ほど来、町長が答弁致しましたようなことを考えながらですね、今後取り組んでいかないかんというふうに考えております。

なお、特に低所得者層のことも考えないかんという話もありましたけれども。今のところですね、この低所得者につきましても軽減措置というものがございましてですね、それに対して一般会計からの繰り出し等も行っておりますし、なおかつ職員の人件費等につきましてもですね、一般会計からの繰り出しを行っておりますので、そういう点でですね、ぜひご理解もいただきたいと思います。

それから、医療費の一元化でございますけれども。これにつきましてもですね、なかなか難しい問題もございまして、いろいろこのへんにつきましては、町独自でなかなか考えられん部分もございましてですね、国、県も考えておるところでございます。なおかつ、国保の会計そのものの一本化といったことも考えておりますので、そういうところでですね、今後、黒潮町の意見というもんをですね反映できればなあというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

副町長からいただきましたけど、私はその法的矛盾では、構造的矛盾というのは、恐らく、この国保法というところの第1条にもありますけれども、社会保障と国民保険の向上に寄与する。まあ、一つの健保の中でも一つの一国民に、これほどのその数の多い保険制度が必要かなあと私は思ってますし。

それと、私は自営業でしたので、今は社会保険なんですけれども、非常に若いときに矛盾に思ったのは、病院に行って、その当時2割負担でした、約40年前ですけどね。社会保険の方と共済保険の方は1割負担である。なぜなんだろうと。恐らく勉強すればするほど、こういった構造的なもの。日本人として生活しておって、職場によってこうも変わってしまう。こういったことを何も疑問に思わず、私は生きておられる人はそんなに少ないだろうと思うんです。

ただ、構造的矛盾というのは難しい問題ですけれども。この実際に、この地方自治体でやられよう国保会計というものがこれほど苦しくなっていく。これをただ、国の補助も切られても、黙ってそれを看過していくというのはですね。やっぱり地方分権も言われてるよう、私はやっぱり地方が自立していくには、やっぱり独自の考え方を持つべきだと思っております。

それで2つ目に、先ほど言われました一般会計からの繰り入れ。これは町長からも言われましたけれども。確かに、繰り入れというものを増幅するという、その国保税の値上げを防ぐこともできるんですけども、無原則の繰り入れは、まあ確かに特別会計の意味がなくなります。また、努力しないでも、最後は一般会計から入れればよいと。こういったその町民の負担と行政の責任の関係が非常にあいまいになってくる。私は自分も一般会計からもつとなぜ入れないのかと、そういった疑問も思ってましたけれども、特別会計というものを、独立性を考えたときには、そのことも思っております。ただ、その繰入金額の基準を見直すと、そういうことも必要かとは思います。

しかし、根本のそれは解決策ではなくてですね、医療費のその増大、これに対してどのような対策を考えて

いるのか、この将来ですね。それから、健康であり続けるその施策。これは健康診断をもっとこう増やしていくと。それから、病院からの請求。まあ、お医者さんからの請求管理はできておるか。また、何年か前でしたかありましたが、ジェネリックの薬品の推進、こういったことをどの程度に取り組まれておるか、お聞きします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、医療費の適正化について答弁させていただきます。現段階で答弁できる範囲でということでございます。それからまた、ジェネリックにつきましての詳細な数字は、後ほど担当課長の方から答弁させていただければと思います。

まず、国保を考える場合に、よく国保税の適正化ということが言われますけれども。その大前提となってるのは、ご負担される加入者、この方たちの個人的負担、それから医療費でございます。その一方の医療費についてということであろうかと思っております。

まず、現在私どもがさまざまな関係機関からのご指導賜る中で、私どもの観点になかったものといいますか、弱かった部分。こういった部分も随分見えてまいりました。

まず、医療費が高額化する構造的な課題があるそうでございます。一つは、田舎の市町村。当町に代表されるような、こういった田舎の町村の場合、これまで地域医療が発達していた。いわゆる診療所機能、こういったものが相当数あったそうでございます。そちらについて、まづかかりつけ医を持ち、そちらの方で診断をして、お医者さんの判断をもって高度医療に進んでいくというのが、医療行動のパターンであったそうでございますが。現在は、一つ問題視されてる、いわゆるウォークインというそうでございますけれども、軽度の症状でいきなり高度医療にかかるてしまうと。いわゆる、本来であれば地域の診療所で風邪薬を頂いて、それで完結する。こういった症状の者が、多額の検査費用を要するような高度医療にかかるてしまうと、こういったことでございます。

しかしながら、ここは慎重に配慮しなければならないのは、あまりこれを抑制し過ぎると、医療機会の奪奪にもなりかねませんので、ここは慎重に配慮をする必要があろうかと思っております。しかしながら、このウォークインをストップすることで、軽度の症状を地域の医療で貯うと。こういったことになると、相当の医療費抑制効果はあると思っております。ただしこれは、先ほど申し上げましたように、慎重な手法を選んだ後に講じていく必要だろうかと思っております。できるだけ早期にこの部分の手法を確立したいと、そのように考える次第でございます。

また、医療費の抑制方法について、もう1つご指導いただいた点もございます。時間外診療の分野でございます。

こちらにつきましては、これも以前と比較しますと、どうしても共働き世帯が多いといったこと、こういったことが影響しているそうでございますけれども。いわゆる就業時間を終えて帰ってこられた、交通手段をお持ちの方。こういった方が、例えばそのお家庭にお住まいのおじいちゃん、おばあちゃんであったり、あるいはお子さんであったり、こういった方を時間外診療に連れていくと。いわゆる、時間内で診療できる環境にあるにもかかわらず、時間外を利用せざるを得ないと、こういったことが医療費の高額化を招いていると、こういった判断もできるそうでございます。何とかこの時間外診療の部分を域内診療で貯うことができないか、こういったことも検討材料の大きなものになろうかと思っております。しかしながら、これも前段と同様で、まだまだその手法を確立するには時間を要すると、こういった状況でございます。

ジェネリックの方は、担当課長の方から説明させていただきます。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

西村議員の、ジェネリックの通知効果でございますけれども、平成22年8月より通知を開始をしております。

月1回、レセプトの約4パーセント、150通を郵送しております。通知者の約69パーセントが後発品に切り替えていただいております。

これまでの削減効果累計額は1,192万6,037円となっております。これは23年度までの状況でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

ジェネリックの薬品のその効果、1,197万ですか。まあ、これ一つにしても、今の情勢で集金がしにくい、徴収努力はしてもなかなか集まらないという中で、大きな成果だろうと思うんですがね。

それと、国のその、私ちょっと触れましたけど、その補助金カット。その徴収率が落ちると、その補助金カットされる部分があるらしいんですが、何らかの改善する方法は求めるつもりはないんでしょうか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

国保の徴収率によって補助金が減額されるということでございますけれども、その減額以前にですね、税務方の方とも協力しながら、税収の徴収率をですね上げることが最重要ではなかろうかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

徴収率を上げることが私、難しいからですね、その国の方に何らかのそのカットされる部分を考慮してもらえないかと、そういったことだったんですが。

その滞納の、結局その徴収の中ですね。その今の現状で、国の補助金というのはどれくらいカットされようか、課長、分かります。

議長（山本久夫君）

暫時休憩します。

休 憩 16時 14分

再 開 16時 15分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

すいません。

先ほどの徴収率に対する交付金のカットということでございますけれども、制度としてはあるようですけれども、本町はですね、カットには至っていないという状況でございます。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

先ほどの、何パーセント以下でペナルティーがあるかということですが。

93 パーセント、現年度以下ですので、うちはそれは上回ってますので、ペナルティーは受けておりません。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

ペナルティーはないかも分かりません。ただ、これ 100 パーセントだった場合ですね。100 パーセントだった場合は交付税として返るでしょう。

（議場から何事が言う者あり）

どれぐらいあるもんです。もし。

（議場から何事が言う者あり）

ただ、まあペナルティーはないということで、ここは済ましておきたいと思います。

ただ、この滞納のその徴収ということで、もう 2 点ほどお聞きしたいんですけども。

この徴収するときに、どういったその方針で。例えば、この税の徴収という役場の、例えば振り込みやつたら 20 日以内に振り込まれないと督促状を出すとか、まあいろいろなやり方があると思うがですが。

まあ、私この質問を出したのは、新しい特別会計の情報システムもそうなんですが、収入未済額というのはどんどんどんどん増えてきておって、まあ、保育料もそうですし、給食費もそうです。いろんなものにその収入未済額が出てきゆう。その集金業務というのが、今、震災対策の全序的に職員全員が防災担当になっていくと。私、これぐらいの意気込みがないと。

私、以前、申告漏れがありやあせんかいう役場からのご指摘がありまして。それも朝の 8 時半でして、寝起きで随分気分悪うしたがですけども。まあ、電話も結構なんです。ただ、集金をそのしていくときに、どういったその方針でやられるか、どういった組織でやられゆうか、もっとその町民の方に顔出して、直接この。税金取られていくがは妙にシビアな話でしてね。やっぱり取られる側にしたら、いったん懐に入れたもんをこう出さないかんわけですき、よどむわけですけれども。そのとこなんかを、やっぱり難しい話は直接顔見て集金させてほしいと、そういう姿勢が必要だと思うんですけども。

まあ、税の課長の米津課長にお聞きしたいんですけども、そういう方向性はあるんでしょうかね。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

徴収の方法ですけれども。

先ほど西村議員から言われましたように、まあ二十日以内で来らったら督促状をまず出します。それでも個人によってですね、現金で役場へ持ってこられる方、それから口座振替の方、いろいろとまあ納入方法はあります。それでも、やはり督促出してまだ払ってこない場合ですね。そういう場合は、また催告状というのを出してしまって、再度促しておるわけです。

それで、収納率ですけれども。まあ教育厚生委員会でもお話ししましたように、国保税は 2 年連続値上げがあります。23 年度については 19.2 パーセント。それから、24 年度については 6.7 パーセントと。こういう大変厳しい状況の中で値上げということで、納税者の皆さんにはご無理を言っておるところですが。

その中でも、収納率の件にちょっと触れさせてもらいますけれども、現年分と滞納分を合わせた収納率ですけれども。平成22年度で79.76パーセントに対してですね、平成23年度は82.49パーセントということで、2.73ポイントの、23年度が全体合算で増加となっております。

それで、未納者数の推移ですけれども。対前年、22、23、比較した場合ですね、若干減っています。322名から304名と、18名の減少もあります。6パーセントの減少。

その中で、国保税が毎年額が減らないというのは、やっぱり全体的なその税額改正で、調停額が多くなるということで、やっぱり税額が大きいということです。ほかの税と比べてですね。そこもあります。

それで、やっぱり滞納者はですね、現年と、それから滞納分両方にあります。双方に、まあ言うたら未納があります。それで、滞納を納めれば現年が残ると。それでまた翌年に繰り越されるというような、まあ繰り返しというか、悪循環はあります。まあ、すべてではありませんけれど。そういうような状況があります。そういう中で、やっぱりこういう状況で推移しておるわけですが。

それで、徴収の方法ですけれども、なかなか大変こういう厳しい状況の中で、徴収は厳しい状況ですけれども。やっぱり訪問徴収というのはですね、やっぱり以前はやってましたけれども、効率の面からもちょっと悪いです。そういう形でやっぱり電話とかですね、文書での催促、そういう形を中心にしてやってます。そしたらやっぱり相手方も、一定、催告書を出しますと、役場の方へ連絡が来てですね、また本人が来てですね、窓口で担当といろいろこう話しながらですね、分納なりするなり、いろいろと完納してもらいますね、そういう形を取ってますので。

まあ、すべてですね、全然、訪問徴収をしてないというわけではないんですけど、基本的にですね、訪問徴収はしていない状況です。ケースによっては訪問徴収も行っています。そういうような状況で大変、この社会情勢の中で、未納者にとって、低所得者にとっては厳しい状況となっております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

訪問徴収はあんまりしてないと。これはただ、訪問販売ではありませんので、あんまりその法律にどうこうという問題じゃなかろうと思うんです。

で、前年度分を払うたら現年度分が払えない。ほんとに町民は苦しいやりくりをしとるという現状が分かるわけですけれども。私、今、2.7ポイント上がったと、国保税の方はね。事実、そうなんでしょうけれども。私が心配しているのは、全体の収入未済額いいますか、それは前年度よりも500万近く増えてますよね。結局、どちらかにお支払いをすると、どちらかが滞納になっていく。こういうことの心配です。

ただ、そんなにもね。私、たまたまこの課題についてということで、国保税のことを今詳しくお聞きしようわけですけれども。その徴収率というより、その集金の方は、できるだけですね訪問をしていただくことが、私が例えれば滞納者であれば、その方がいいと思っております。

それと、申告漏れのときでしたけれども、私も直接その係の人から言われて、そこですぐ言葉でもって、いや、これはこういう事情ですということが言えればですね、それほど気悪うせんがですけれども。結局、その分は私の言い分が最後には通ってましたけれども、やっぱりどつか若干ですね、その係の人とのずれが出てくると、そういうこともあると思いますので。まあ、できるだけ徴収のその組織をもうちょっときちんとしていただきたいと。

それから、この減免制度というの、8割、7割とか、こういろいろされているようですが、これ以外にどんな減免措置でいうのがあるのかどうか。

それから、国保料金の値上げせざるを得ないと、そういうお話をあったわけですけれども。その根本的財源確保というのは、その料金システムいうか、税システムいうか、この見直し。これは所得割、資産割、均等割、平等割とあるわけですけれども。この値上げ案というがについて運営協議会に諮られるときに、階級層というか、所得ですね。そのへんはどのへんをターゲットにしておるか。

それと、年収ゼロでも、この国保税というのは掛かるようになってますね。ですから、ただ残念なことに、先ほど先輩議員のあれに聞いたら、所得が11億から9億なんぼに落ちておると。なかなかこの応益分ということの応能割ということに重点を置いてほしいという、私が提案しようと思うたんですが、なかなか難しいと思いますけれども。この料金システムのその見直し。それから、その所得、その資産への応能割。ほんで一律賦課される、その応益割。今、大体7対3だと思うんですけれども。これの振り分け等をして、できるだけ年金所得も少ない、そういう方々に配慮できるような、そういうことは考えられておるんでしょうか。

そこをお聞きしたい。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

まず、税の減免制度にはどのようなものが、先ほど、あるかということですけれども。

国民健康保険税条例26条に減免制度があります。例えば、災害の減免、それから被扶養者に対する減免といった形であります。これは、23年度で11件、26万9,600円の減免をしております。それで、22年度が26条の税の減免が、災害1件、被扶養者減免7件、8件ですね。10万8,400円の減免をしております。

（議長から「課長、応益の割合などについて」との発言あり）

税率改正ですけれども。やっぱり税の方はですね、やっぱり医療費によってですね、その不足分を補うという形で税は上げていますので。例えば国保会計の方でですね、今年度3,000万不足であれば、それに見合う税を値上げしなければなりませんので、まあ、応能応益ですね。それをフィフティ・フィフティ、まあ五分五分でやっていかんと、バランスがなかなか取りにくになりますので、そういう形で応能応益は50パーセント50パーセントですね。そういう形で検討しております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

5対5という、フィフティ・フィフティということなんですけれども。ただ、応能分ということの方に、若干、比率置くことの方が、私、国保税を上げてもですね受け入れやすいかなと思うんです。

ただ、このことばっかりに時間取るわけにはいきませんが、その国保会計については、まあこれ以上の質問を差し控えたいんですけども。

この来年度に向けてですね、課長。国保税値上げを。まあ、これは課長に聞いたち、町長なんでしょうか。

その国保運営協議会に諮問する方針であるかどうか、1点だけ、これだけ確認したいと。

町長ですかね。松本課長、税務課長。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

国保税、税額については大変ご心配をいただいてるところでございます。

これまで一般会計からの法定外繰入が難しいということは、たびたび答弁してきたところでございます。

しかしながら、そういうたてりがある一方で、じゃあ、不足分をすべてを税額アップで補うのかといったこと。これにも限界があるところでございます。直ちに今回、次回の国保運営協議会に、こういった諮問内容で諮問するといったことは決定しておりませんけれども、あらゆるバランス感覚を働かせながら、まあ諮問せざるを得ないと思っております。

それから、若干補足になりますけれども、前回6.7パーセントの税額アップをしたときには、あの応能分に重きを置かしてやらしていただきました。しかしながら、税務課長が申し上げましたように、その応能応益には、昔はペナルティーがございまして、まあ、ある一定の比率を保たなければならないということになってございました。それらを長年その運営でやってきた手前、一気にですね、これを2対8にするとかいうことになりますと、偏ったところに非常に多くのご負担が掛かるということで、徐々に応能ヘスライドしていくにしても、単年度で一気にということにはならないと、そのように考えてる次第でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

国保会計については、この程度にします。

ただ、繰入金額の基準の見直しということも、ぜひ考えていただきたいと思います。

その中で、特別会計でもう1点の中。これは教育長の方でしょうかね。奨学資金のその滞納理由というががあるんですが、倍増しておりますね、22年度からいうと。これ、金額は国保税ほど大きいないにしてもですね、この今のその現状いうがは、その本人のその低所得。また、それから、両親というか、親の経済困難と。それから滞納額の増加、本人の失業、本人の借入金の返済とかですね、原因を調べよったらたくさんあるわけです。ほんで、本人の病気等とか。

国が行っています、その奨学資金。昔、私たちの時代には日本育英奨学資金と言ってましたけれども。その奨学資金制度の調査では、その卒業後、この奨学資金というのは、その6カ月経過後に返還が始まるそうですけれども。これ実態調査したら、その9割近くが年収300万未満で。300万未満が87.5パーセントで、そのうち100万未満が40.7パーセントの状態だそうです。

その日本学生支援機構というんだそうですねけれども、全国では2,300億を超えるような、その奨学資金が滞納されております。これは黒潮町の宮川奨学資金の金額からいうたら100倍ぐらい。100倍もっともっとになりますかね。すごい金額になるわけですけれども。

その日本学生支援機構は、その奨学金の返済滞納に法的措置を取ると。そういうふうになっておるそうですが。その傍らですね、減額のその返還制度の創設を考えておると。例えば住宅ローンでもそうですけど、借りたお金が期限を過ぎても、ちょっとその期限を先延ばししてもらう。月々の支払いを減額さしてもらうと、そういうことも取られるそうですが。この奨学資金というのは、この貸し付けたお金が戻ってこそ、次の新しい生徒への貸し出しにつながっていくと思うんですけども、これは行政用語では戻入金と言いますかね。それに収入未済が増えたらですね、その資金の調達が難しなって、この宮川奨学資金の会計の健全な運営というものに支障が出てくるんだと思うんです。

で、今後もですね、これ増えていくと思うのですが、貸付金が予定どおりに戻らずに増えていった場合の処置はどうするのか。それと、先ほど私が申し上げました、その減額の返済措置の創設と、そういう方針も考え方られておるか、その2点だけお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

宮川奨学資金もですね、年々滞納が増えております。これは、まあ景気の低迷等ですね、なかなか学校を卒業されても就職ができにくい等、いろんな問題があろうかと思います。こういった中で、徴収にはですね、まあ鋭意努力しております。例えば、滞納された方にはですね、まあ分割納入等もですね個別にお話をいただいて行っています。今の状況ではですね、基金の方がまだ若干余裕があるという状況ですけれども、いずれこれが増えてくるということになれば、当然、徴収の方法、あるいは償還の方法もですね含めて検討をしていく必要があろうかと思います。

それから、減額の措置ということでございますけれども。これについてもですね、例えば、償還期間の延長等でですね対応ができないか等、検討課題であろうというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

その検討課題も含めですね、私、ぜひこれには取り組んでほしいと思うがですが、奨学資金というのは何かこう、きれいなお金のように思うんですけれども。

私、学生、どこか高校に合格して、大学に合格して、何かそれは何いりますかね、その借金ではないような感覚で、その奨学資金を借り受けていく。面接等をされて、恐らく貸し出しさはするんでしょうけれども、そのみんなが借りようき、その安全なお金と。それから、私はその貸し出す前に。まあ、これは保証人は取るかですかね、取らんがですか。取りませんかね、取りますかね。その保証人と本人を含めですね、確認してもらいたいことは、その貸し出す前に、その奨学資金は借金であると。そういう意識をきちんと持つてもらわんことには、何か私は優秀やき、そのお金が少々の無礼講はあってもかまんと、そういった感覚に陥られる人がおるかもしれませんわけですね。まあ、そういう不届きな人はこの黒潮町にはおらんかもしれませんけれども、私はそのことをまず思いました。

ぜひですね、その奨学資金等も含めて、そういう方向を取ってもらいたいと思います。

まあ、これ答弁は要りません。

そこで、この町政課題への対応策について、これは総論になるんですけども、副町長が先ほどお答えしていただきました。この今回の議員協議会で地方交付税の推移というもんを頂きました。この広いA3のあれですね。この地方交付税の推移というのを、この失われた20年。まあ、まさにこの失われた20年が載ってるわけですけれども。その地方交付税というのは、これずうっと見てみますとですね、40億前後で、そんなには差がないですね。そのバブル時期と、今のこの失われた20年という。

結局、その役場のこの運営に、まあ財政苦しいって言ながら、私はこれは素人考えかも分かりません。実は町の方には、当たり前に交付税はされてきて、ある一定の運営にはそれほど苦労はしなかったんじゃないかなあと。こんな失礼な考え方持ったわけですけれども。そこで、先輩の方にもあれしたら、いや、それはですね、例えば基準財政需要額算入のその公債費が含まれたことで、交付税はそんなに減っちゃあせんがじやないと、そういうことがありましたので、ちょっと調べさせてもらいましたら、その公債費について約8億1,000万前後で算入されてきて、そんなには変わってないわけです。

ということは、どこかにこれほど住民みんなが苦しいという生活の中に、これが反映されなかつたかと。そういったことを私自身もちょっと疑問に思ったもんですから、そのへん総括ですね、まあ福祉の方に極端に

お金が要り始めたと、そういう理由もあるかと思います。

そのへん、大まかなことで結構なんですかけれども、まあ、副町長なり総務課長、何かないでしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

お答えします。

交付税が20年間いろいろ、あまり大きく減額されてないのではないかという話でもございました。

14、5年にですね、三位一体改革というのがあって、その時点ですね、相当2、3億減額されておりまして、黒潮町にとってはですね、大変大きな金額でございます。そういう意味ですね、大変、交付税が最大の財源の綱でございますので、3億円というのが一般財源でございますので、非常にいろいろな部分で影響が大きいところでございます。

特にですね、補助事業をする場合には、70パーセントとか80パーセントが補助がありますので、その裏に打てるわけでございますので、相当影響は出てくるというところでございます。

また、住民に反映できていないのではないかという話でございますけれども。これは相当ですね、最近はまあ、扶助費等はどんどんどんどん今、上がっております。決算の内容につきましても、資料で配布させていただきましたけれども。そういう中でですね、どうしてもその公債費の中にはですね、当然、地方交付税として返ってる部分もございますけれども。その中にはですね、最高はやっぱり辺地債で20パーセント、一般財源等というのもも要ってまいりますし。そういう部分ですね、ここ最近、ほんとに大きな事業があって、起債もどんどん増えておるといったところでですね、全体的にそういう形で厳しい状況になっておるというところです。

また、いろんな形ですね、今は住民の皆さんのお望みにも応えていかないかんということですね、我々も精いっぱいそういうところで努力をしておりまして。まあ、大西町長になってからもですね、医療費の中学生の無料化、今年10月から始まりますけれども、そういう部分とか、予防接種。いわゆるヒブとかですね、そういう分の子どもの予防接種。そういうもんも、また単独でやって。まあ補助が最低つきましたけれども。さまざまな形ですね、現在、住民にできるだけの福祉の向上ということで努めていますので、その部分ですね。

まあ、交付税が今年も少し減っておりますので、非常にやりにくい状況がございます。ただし、これまでいろんな形で皆さんのが努力してですね、基金も40億近い、超える部分でですねありますので。そういうことも最大限活用させていただきながらですね。ただし、喫緊の課題。もう地震、津波対策。喫緊の課題で今大きな予算が伴いますので、そういうこともですね、今後、前倒しも含めてですね取り組むというような答弁もさしていただきましたので、できるだけですね、住民の皆さんにも目に見える形ですね、今後とも努めてまいりたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

では、町政課題については、これで終わりたいと思います。

2点目の産業振興策についてに移りたいと思います。

これは特産品開発協議会において、その黒糖やラッキョウの商品開発、販売に今努力してますけれども。これまでのその実績と実情、またその生産販売組織の第三セクター化を含めて、今後の取り組みについてお聞きしたいと。

これはもう、先輩同僚議員からの質問等もあって、ある程度お聞きしてはるわけすけれども。この、これまでの実績と、今現在のその実情。この第三セクターは後にしてですね、このことをあらためて確認する意味でお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは、通告書に基づきまして、西村議員の特産品開発協議会において、黒糖やラッキョウの商品開発、販売に努力してあるところであるが、これまでの実績と実情、また生産販売組織の第三セクター化を含めて、今後の取り組みについてのご質問にお答えさせていただきます。

これまでの実績と実情についてですが、先の2人の議員にお答えした内容と重複致しますが、お答えさせていただきます。

ラッキョウについては、23年度は、ラッキョウ漬け約900キロを農家より購入し、生産を行い、量販店で販売、約147万円の売り上げとなりました。

黒糖関係については、11月から12月にかけて黒砂糖の生産を行い、持ち込まれたサトウキビ収量6万4,322キロを加工しました。

また、特産協を通じて23年度末までに販売した黒砂糖の販売額は約519万円、新工場の精糖作業に係る受託収入は284万4,000円となっております。売り上げの合計が、合わせて950万4,000円となります。

事業に係る経費は、ふるさと雇用事業を充てて実施しましたが、結果的に営業利益は4万円となっています。

しかし、パート賃金については約318万円の支払いがあり、わずかですが雇用に貢献しています。

実情としては、サトウキビの不作による収量の減と、ラッキョウについては原料仕入価格の高騰に苦慮しているところです。サトウキビについては、本年に約5,000本のポット苗と1反分の新品種の原木を購入し、収量アップを目指して努力しているところです。

販売組織の第三セクター化を含めて、今後の取り組みについてということについては、4月以降、3回の検討委員会を開催した結果、地域資源を加工し外販する。あるいは、地域産品を外に売っていくための地域商社としての機能。第三セクターは必要であるとの結論から、9月より設立準備委員会に移行し、具体的な運営組織形態と経営計画の策定に向けて、作業を進めています。

第三セクターは黒字化することが求められますが、会社だけが利益を生めばいいのではなく、地域産品に附加価値を付け外販することで、生産者の所得の向上と雇用の場の創出が大きな目的です。通常、原材料を仕入れ、加工し、販売していくという事業を行う場合、原材料はできるだけ安価に安く入手し、高い価格の商品にして販売するのが常識ですが、黒潮町の会社、第三セクターについては、取り組むべき方法は、原材料は町内生産者からできるだけ高い価格で仕入れ、場合によっては一定単価で買い支え、加工して、さらに利益が生まれるようにするため、高い価格帯の商品になるかもしれません。

また、町内の原材料を使った加工品開発や、加工施設の供用による生産者への支援、町内商品の販路拡大など、直接的に会社の利益につながらない事業にも取り組む責任があるため、それらすべてを会社の利益で補わせるというのは、厳しい経営環境を強いることにもつながると想像されます。

以上のことから設立準備会では、利益の配当が可能な株式会社や、また公共性の強い一般社団法人などの運営形態について検討を重ねているところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

本日の会議は都合により延長します。

西村君。

3番 (西村将伸君)

課長の答弁は的を得て、私にしたら的を得てないという。

これ、この特産協の話というのは、もう4年ぐらい前から取り組んでると思うんですけどもね。この、先ほどの中に、その買い支えるとか、そういったことがあるんですけども。私、心配してるのはですね、今、黒糖、ラッキョウ、数字で147万と519万。そういった販売等のあれが出されました。それで、あの大手スーパー等々のその業務報告書を見せていただいても、売り込みに行ったこととか、そういったことが報告されておるわけですけれども。この、従来のその商品。従来のですね、例えば黒糖でしたら、沖縄の黒糖とかね。それからラッキョウでしたら、鳥取のラッキョウとかあるわけですけれども。もっと有名な所の。そういった所とのその商品との差別化が図られて、それが可能かどうか。ほんとにその希少価値があるかどうかということは、商品の価値につながっていくと思うんですが、そのこと。

まあ、もう1つには心配されるのが、この黒潮町の生産者というのは小規模で高齢化して、ほんとに家内工業といいますかね、そういった方が多いわけです。その生産者の組織化。ほんで、生産販売のその協力体制とかですね。今言う、その付加価値化、ブランド化を推進するそのリーダーとなるその人材が、ほんとはこの3年、4年には出来上がっちゃいかんがじやけんど、そこのへんのことが懸念材料ながです。

それから、もう1つここで、いわゆる高い価格になる可能性があるというて言われたんですけども。その生産された商品を最終的にですね評価するのは、その卸売業者であったり、小売業者であったり。また、およびもっと大事なのが、その消費者なんですかね、その生産者のそのこだわりが優先して、その視点が欠落しちゃあせんかと思うのですが。

その3点、すいません。答えれる範囲で結構ですけども。

議長 (山本久夫君)

産業推進室長。

産業推進室長 (森下昌三君)

3点の再質問にお答え致します。

商品のその差別化といいますか、他県の商品。特に、黒砂糖なんかについては、安い価格のものがあります。それは、その当初、この計画が始まりまして3年ぐらい前から、釜炊きの黒砂糖で、れんが色の黒砂糖というようなことでPRしてきました。また他県でも、その和菓子なんかには特に使い勝手がいい。また、その和三盆のような内容であって、金額的には和三盆より安いというような評価もいただきまして、使っていただいたらもしております。

それでまあ現在のところ、そういうことをいろいろ努力した結果で販売につなげていきたいわけですが、その黒糖の方が不作によりまして、その量が、あまり販売する収量が、加工量がなくて苦慮をしているところです。

それと、生産者の組織化、リーダーということですが。現在、その精糖組合というのがありますが、そちらが50代から70代ぐらいで、もう高齢化が進んでおります。それで、そういうことも含めまして、新しい加工場ではサトウキビの搬入から搾汁までの工程での作業労力の軽減や、また、その収量アップや黒糖の高品質化の期待が持てるサトウキビ新品種を町内に普及するため、栽培も図っております。

このような取り組みを致しまして、販売や販売施設の充実により、サトウキビ栽培に興味を示す方も出てきております。今後は、この事業を一層の所得向上につながるように魅力ある事業にして、後継者も育っていた

だきたいと、増えていただきたいと考えております。

また、それにかんして、その加工についても、観光産業の観点からも、伝統技術の伝承ということも図つていかなくてはなりません。精糖組合と協議しながら、今後、対策を進めていきたいというふうに考えております。

それと、その高いというような表現で答弁をさせていただきましたけれども。というのは、べらぼうに高いという意味ではなくて、できるだけもう高く。その、今できている施設については、農家の所得の向上のための施設ですので、その買いたたいて安くして会社がもうけるというような内容じゃなくて、地域のための加工場になるための表現ですので。まあ、べらぼうに高くしていうたら、もう当然、商売は難しいところもありますので、そこはご理解をひとつお願い致します。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

伝統文化のその技術者のその養成は、次第に図られていくと。そのことは私、評価できると思うんですね。ただ、その今、精糖組合の方が、もう50代から70代と、そういう後継者を育てるんだという話なんですね。まあ、よくその認証制度とかいろんなことが言われるわけです。その商標とか名前を付けただけではですね、なかなかその付加価値が付いたとか、そのブランド化というのは、私、難しいと思うんです。

その中ですね、この第三セクターに向けてのことできちんとお聞きしたいんですけども。

その3回の検討委員会をやって、次、設立委員会に移るんだと。この3回の検討委員会の中で、その委員から出されたその意見なんですね。まあ、第三セクター やるべきやという意見がありましたというんですけども、苦言を呈した委員もおられたと思うんですけど、どういった意見があったのか、そのところを1点教えていただけますか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

一番についてはですね、施設の経営責任者、そのリーダーが不在してるのでないかというようなことが、まあ一番言われております。

ですので、そこも含めて、今の検討委員会の中で協議をして、また経営計画、それから資金計画についても協議をさせてもらっております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

第三セクターに向けて、その苦言を呈された委員はおられたか、おらんか。それだけで結構です。

どういったせりふだったか、そのことをお願いします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

その第三セクターについては、まあ総論でお話しさせていただきますと。

その皆さんのが、もうこういう施設は、先ほどもお答えしたように、皆さん全員が必要だというご意見をいたしております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

必要やということは、私も重々分かってます。ほんとにそれはせないかん。

ただ、第三セクターにすることで、今のこの売り上げ等を見てですね、最初の確か計画では、もう8,000万ぐらいになつちよかないかざったと思うんですが、それがまあ900万、1,000万にも満たない。そこで、例えば従業員、人を雇うんだと言われてましたけどね。これ本当に社員としてやるのに、福利厚生費も含めて、その1,000万程度の売り上げの会社では、製造業ではですね、なかなか成り立たんと思うわけです。ほいで、そのことで大丈夫かなと。

第三セクターにすれば、確かに銀行なんかはね、損失補償なんかを町がしてくれるとなれば、出資はしますよ。ただ、そういったもんじゃなくて、私、もうちょっとこう厳しさを持ってほしいなと思うわけです。で、そのブランド化した所をね、ずうっと調べていきりますとね、そのブランド化したこと、それが価格に転嫁されたかどうか。そんなことはないですね。価格に向上を図れたというがは、わずか44パーセントながです。そのブランド化図れて、全国で売れ始めてでもですね。

一番の効果あったのは、今、課長がおっしゃいました、その生産者の意欲向上という。これが63パーセントで、いろんなとこの調査しますとね。ほんで、安定的な販路の確保。これは課長がおっしゃいますように、いろんな流通業者。それから、コンサルを含めて、人間関係築いてきたということ、大事だらうと思うんです。

何かね、このブランド化が図れたら全部が良くなると。もっと心配するのは、その雇用対策の事業費を使ってやってきたと。まあ最初は900万の補助金があって、次の年は3分の2ですから600万。ほんで、3年目にはですね、450万に減っていくわけですけれども、その穴埋めのこの450万、例えば減っていく。それからまた、ゼロになっていく。

ここの人件費等は十分賄えるような計画は立てられておるかどうか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

特産協として経営を始めたのが、昨年の7月からです。それで、なかなか補助事業もあって、対応ができたところですが。

その検討委員会の中には、学識経験者という方もおられまして、そういう面についてもその経営計画について検討をしているところです。まあ、こういう内容で、これぐらいの収益がないと経営はできないんじゃないかなというようなことも含めて検討中です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

検討中ということですねん、それはなかなか検討中のことに対して質問はしませんけれども。

それと、このブランド化図るとか、新しい商品へ付加価値を付けてくださいというて、私何回も質問したんですけども。確かにその中にはですね、最初から物がどんどん売れていくということはまずありません。

で、私と若干この思いがこう、進んでいきよううちに若干こうずれて、私とはきてるのはですね、ある程度のその予算組みしてでも、その商品に値打ち付けていくというとこに、私、その利益を生めとかそういう考えはないわけです。むしろ、その放射性何とかの測定器。そんなことも含めてですね、まずこの食品に一番求

められようものいうて、安全性、それから鮮度、それから高品質というか、その品質なわけですよね、大事なのは。それで、そこが確立できんずつに、いろんなものをつくっても、なかなか物は売れていかんだろうと。

ほんで、先ほど課長もおっしゃいましたように、その生産者のためにといふせりふがあるんですけども、その生産者があるんですが、それが組織化されてですね、農家の方が何人かが集まって法人化されたときに、それは行政としても補助出されることは結構だろうと思うんです。そういうこと含めですね。

もっとそれと大事なのは、これからその口コミ。その黒潮町のつくっていきようものがなかなかえいぜといふような、そういう口コムがですね。なかなかテレビでいきなり報道等に出すというの、ものすごくお金掛かります、口コミが一番安いわけですけれども。そういうことの作戦とかですね。ほんとにつくって、これからいこうとするもんが、その差別化が可能かどうか。それから、十分な供給量ができるかどうか。そういう生産履歴もそうなんですが、認証基準なんていふるのはその最後の方ですね。それから地域団体の商標というのは。そのへんをですね、もう一度また確認して、もっと慎重に推し進めていただきたいと思っております。

まあ検討中ということですので、これ以上の産業振興についてはお聞きしませんけれども、ぜひですね、農産物のあれについては、この放射能測定器にもありました。この佐川緑化センターで出された腐葉土についてはですね、実際に1,440ベクレルと、そういう放射能が実際に佐川では測定されております。ほんで、そういうことも含めて、放射能測定器がその給食センターだけじゃなしに、いえば生産組合のそういう農産物にぜひ利用したいと。産業推進室にても教育委員会と組んで、そういうものの設置をですね、できるだけ促して。

教育厚生委員会ではあれのことはですね、四十町、四十市と黒潮町とタッグマッチを組んで、その測定器でもって、この参加市町村については、その汚染物質は入れないと、そんなバリアを築いていくと、そういうことで全員の一致を見たわけですけれども。ぜひですね、そういうことも含めて産業振興、また、その特産協の方に生かしていただきたいと思います。

それでは、時間もだんだん迫ってきました。3番目の生活道路の整備についてお聞きをします。

これは通告書にも書かせていただきましたけれども、生活用道路とか農道含めて、この黒潮町というのは山間地域が多くですね、拡幅工事をするにしても、その多額の費用と期間を要する個所が多くて、高齢の方が車の運転をするにしても、狭い所を細心の注意を払いながら運転をしておると。そういうことをよく見掛けるもんですから、せめてですね、危険個所へのガードレールとか。それから、蛍光塗料の入ったような白線を、谷川とか、その危険個所のどこへは引っ張ってあげると。ほんで、私、専門用語分かりませんけど、この危険個所へ表示するバーとか、そういうものの設置基準を設けてですね、安全対策の強化を図るべきではないかと、そういうことの質問です。

ほんとに厳しい財政状況を背景に、従来の高度成長期のように社会資本整備ということの投資はなかなか難しい。今、震災対策についての予算はついておりますけれども、ただ、たとえこの小さいその事業であっても、事業執行であっても、その透明性を確保するにも私は基準を設定することの方がいいんじゃないかなと思って、この質問出してるわけですけれども。

そのところをまず、お聞きを致したいと思います。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、通告書に基づきまして、西村議員の3番、生活道路整備についてのご質問にお答えを致します。

現在、町道整備につきましては、補助事業と致しまして社会資本整備総合交付金事業、起債事業として過疎・辺地対策事業等で道路整備を行なっております。

議員ご質問のとおり、道路整備につきましては、多額の費用と工期が必要となり、現在も町内には未改良個所が数多くあり、十分な安全対策が取れていないのが現状でございます。

ご質問の、危険個所へのガードレールや区画線等の設置基準につきましては、特に設けておりませんが、例年、町道の維持修繕工事や交通安全施設整備工事により、危険個所へのガードレール設置、区画線の修繕、カーブミラーの設置等を行ない、安全対策を進めているところです。

なお、工事の詳細につきましては、業務執行報告書に掲載をしております。

また、例年、各部落から数多くの要望があります、生活道路の現道拡幅や舗装、側溝等の修繕工事につきましては、限られた予算ではございますが、地域整備事業にて対応をしているところでございます。

今後も、人に優しい道路整備に努め、地域住民の皆さんのが日々安全で安心して道路を利用できるように、落石危険個所等の道路パトロールの強化も図り、緊急度の高い所から順次、道路整備、安全対策を進めてまいりたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

業務執行報告書でもよくは分かってます。小さいことまでやられておることは。

ただ、私が今質問したのは、その設置基準。これはなぜそんなことを言うかいうと、例えば農道でも生活道もそうなんですけども、今、課長の方から道路パトロールをしておると。道路パトロールをして、どの付近かも分かりませんけれども。

例えば私が思うには、例えば舗装のオーバーレイにしてもですね、穴ぼこにこう、いろんな係の人が、役場の人が来てこう、簡易舗装でこうやっていきようどこがあるのですが。それが、例えば全体のうちの2割を越えた場合はもう全体をやろうと。何かのそういったその基準がないと、これはどこかの声の大きい人とか、または議員の誰か、人が言うて、そこを優先されると。その緊急性を要しないのに、そっちへやってしまうということがありやあせんかと。

結局、私がその透明性を確保するにも、これぐらいになったときにはこっちが優先されると、そういったような、結局そのパトロールをしようということで、その必要性とか、その利用状況を取りまとめたですね、生活用道路整備要望チェックリストとか、その評価表とか。まあ評価表でも、例えばこの大方のような平地の部分と、それと山間地域の部分と、そういった所に2つに分けて、そういったものを緊急が要するかどうか。そんなことのそういったもんが必要だろうと思うんです。

そのところを、設置基準を設けられるお考えがあるかないか、そのことだけお願ひします。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

西村議員の再質問にお答え致します。

設置基準については、現在設けておりませんけど。議員言われますように、当然そういう状況につきましては、私たち係の者は現場に出向きますて、どうしても限られた予算ですので、舗装についてもですね、応急的にそのレミタルトでの補修とかもせないかん場合もあります。

で、最終的にどうしても全体的なオーバーレイとかいうことも必要かと思いますけど、どうしてもその予算内でしますので、緊急度の高い所からどうしてもやっていかなければならないと。

で、地域整備につきましてもですね、かなり建設関係、土木関係の方へですね要望が多うございます。それにつきましても、1年待っていただく、2年待っていただくということもございます。そういう状況でございますので、ご理解の方をまたお願いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

緊急なことも含めて、ぜひそういった設置基準というか、そういった基準を策定する必要はあると、私は思います。

この場を借りてですね、今、地域要望ということを言われたんですけども、上分地区、それから中ノ川地区の区長さんからのお願いがあったわけですけれども。中ノ川をこう、僕は若いときから何回も、何百回、何千回と走った道なんですが、こちらから行くと右側のその谷川の方ですね。あの辺のその危険箇所というものはかなりあるですよ。

それと今、あそこの地域のその年代を見てもですね、もう若い人はほとんどおられんでして、夜間のその運転なんかでかなり危険な状況だと思うんです。それと、左側からの山からのその樹木の覆いかぶさり。畦地議員がおらんなって、そのことは随分質問が少のうなってきたわけですけどもね。そういう所もあります。

それから、もう1つに、上分から熊井へ抜ける、あの旧道です。あの遍路道って今言われるところですけれども。あそこなんかも前の区長、西村区長さんが、僕じゃないですよ。あそこの草刈りと木を切った関係上、危険だねということで、部落費で棒を買うてきてですね、それと黄色と黒のあのロープをただ張ったままながらです。これは役場の方に、もう3年ぐらいたつそうですけれども、すぐやるきね、と言ってそのままだというところなんですが。

ぜひですね、せっかくのその四国の道、遍路道言われる所がそういったふざまな格好ではですね、いかがなもんかなと思うとるわけです。別に森田課長らのときじゃないですから、別に課長を責めようわけじゃないですけれどもね。そういうことも含めて、設置基準の方向性でいってもらいたいと思います。

最後にそこだけ、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

今ご質問されました中ノ川に行きます、町道小黒ノ川中ノ川線ですけど、その分については認識はしております。今年できればですね、あの白線の設置等も行いたいと思います。

また、山手側のあの草刈りとか支障木の伐採。そういうものにつきましては、直営の作業員等についてですね実施もしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから再度、中角熊井線ですか。その道につきましては、現場も十分承知しておりますので、再度、現地調査も行いまして、対応等も考えていきたいと思っております。

（西村議員から「15分ぐらい余りましたけど、これで私の一般質問を終わります」との発言あり）

議長（山本久夫君）

これで西村將伸君の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 17時 17分